



とらつく鳥取

もくじ

●〔行政通知〕 新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた 職場における対応について (要請) ……	1
●〔行政通知〕 [新型コロナウイルスの影響による助成支援] 雇用調整助成金ガイドブック ……	5
●〔行政通知〕 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく 健康診断の実施等に係る対応について ……	9
●〔行政通知〕 「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について ……	10
●〔行政通知〕 令和2年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について ……	11
●〔協会通知〕 令和2年度 「ドライブレコーダー等安全機器」助成金受付開始 ……	17
●〔協会通知〕 令和2年度 「EMS用機器 (デジタコ)」導入助成制度のご案内 ……	32
●〔協会通知〕 令和2年度テールゲートリフター装着促進助成金受付開始 ……	43
●〔協会通知〕 全ト協の令和2年度 「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業」のご案内 ……	57
●〔協会通知〕 全ト協の令和2年度 「血圧計導入促進助成事業」のご案内 ……	65
●〔協会通知〕 令和2年度 「グリーン経営認証取得」助成金受付開始 ……	69
●〔協会通知〕 全ト協の令和2年度「自家用燃料供給施設整備支援助成事業」の受付が開始されます ……	75
●〔協会通知〕 令和2年度「睡眠時無呼吸症候群 (SAS)」スクリーニング検査助成制度のご案内 ……	77
●〔協会通知〕 「一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃」の告示について ……	87
●〔協会通知〕 適正診断、運転記録証明の経費助成の対象基準について ……	87
●〔協会通知〕 飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化について (要請) ……	88
●〔協会通知〕 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて ……	89
●〔協会通知〕 第29回鳥取県トラックドライバー・コンテストの開催中止について (お知らせ) ……	90
●〔協会通知〕 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について ……	91
●〔協会通知〕 令和2年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について ……	91
●〔陸災通知〕 はい作業主任者技能講習の開催について (ご案内) ……	93
●〔陸災通知〕 「フォークリフト運転技能講習」の実施について ……	97
●〔陸災通知〕 陸運と安全衛生 No.610 ……	101
●〔運管試験センター通知〕 令和2年度第1回運行管理者試験のご案内 ……	103
●交通事故発生状況 ……	109
●平井鳥取県知事にトラック運送事業の事業継続に向けた支援・協力を要望 ……	110
●鳥取県からの運送業界に対する緊急のマスク配布について ……	111
●鳥取県警察本部長への表敬について ……	111
●交通安全教室 智頭小学校で開催 ……	112
●求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について ……	113
●適正化事業・巡回指導報告書 ……	114
●軽油価格推移表 ……	115
●鳥ト協米子事務所一般適性診断日 (5月・6月) のお知らせ ……	116
●2020年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー ……	119
●4月 業務日誌 ……	120
●5月 行事予定 ……	120

★鳥取県交通安全年間スローガン★

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

★令和2年交通安全年間スローガン★
内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

スマホより 横断歩道の 僕を見て

【歩行者・自転車利用者向け】

夕暮れの 一番星は 反射材

【小・中学生向け】

しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道



行政通知

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた 職場における対応について（要請）

関係団体の長 殿

令和2年4月1日

鳥取労働局長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和2年3月28日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が発表され、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、爆発的な患者の急増（オーバーシュート）リスクを回避するための国民の行動変容を求めています。

こうした提言や昨今の状況にかんがみ、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染の拡大防止に向けて、職場において事業者、労働者が一体となって、下記の対策に適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 職場における対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる）という3つの条件が同時に重なる場を避け、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であること。

このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要であること。

2 大規模な感染拡大防止等に向けた対策について

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するために、以下の内容及び別添の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を参考として、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いただきたいこと。

その際、事業場に、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、衛生管理の知見を持つこうした労使関係者により構成する組織を有効活用するとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めていること。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであるので、逐次「新型コロナウイルス感染症について」（厚生労働省ホームページ）を確認いただきたいこと。

(1) 職場内での感染防止行動の徹底

- 必要換気量（一人あたり毎時30m³）を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。

- 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回程度、窓を全開して換気を行うこと。

(接触感染の防止)

- 物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）については複数人での共用をできる限り回避すること。

- 事業所内で労働者が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。

- ※手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効であること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用いただきたいこと（使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認いただきたいこと）。

- せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。

- 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。

- 外来者、顧客・取引先等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

(飛沫感染の防止)

- 咳エチケットを徹底すること。

- 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。

- ・事務所や作業場においては、人と人との間に十分な距離を保持（1メートル以上）すること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）こと。
- ・テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。
- ・外来者、顧客・取引先等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- ・その他密閉、密集、密接となるような施設の利用方法について検討すること。（一般的な健康確保措置の徹底等）
- ・疲労の蓄積（易感染性）につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること。
- ・一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・職場において、労働者の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例：出勤前や出社時等に体温測定を行うなど風邪の症状含め体調を確認する等）

(2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

(接触感染の防止)

- ・出社・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

(飛沫感染の防止)

- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・多くの人が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の労働者の密度を下げる等の観点から、時差通勤のほか、可能な場合には公共機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。あわせて、適切な労働時間管理、超過勤務の抑制にも留意すること。
- ・通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。
- ・出張による移動を減らすため、テレビ会議等を活用すること。

(3) 在宅勤務・テレワークの活用

- ・職場や通勤・外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを活用すること。
- ・感染の恐れがある労働者が勤務を継続できるよう、在宅勤務・テレワークを活用すること。

3 風邪症状を呈する労働者への対応について

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けが付かない。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた労務管理とすること。具体的には、次のような対応が考えられること。特に、①高齢者、②基礎疾患がある者、③免疫抑制状態にある者、④妊娠している者について配慮すること。

- ・発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む）を実施するとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安（具体的な目安は以下を参照）」を労働者に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」次の条件のいずれかに該当する場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせいただきたいこと。

①一般の方（②及び③以外の方）：

- ・労働者に風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。高齢者や基礎疾患等のある場合は2日程度続く場合）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

②高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方：

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

③妊娠中の方：

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日以上続く場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知いただきたいこと。

- ・労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関すること（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等）・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
- ・労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと
- ・その他（必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等）

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

事業者においては、国、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する個別の労働紛争があった場合は、都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知いただきたいこと。

別 添

安全衛生委員会／衛生委員会資料 令和2年 月

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。**
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。**また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**しててください。衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項 目	確認
1 感染防止のための基本的な対策	
(1) 咳エチケットの徹底について	
・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・その他（ ）	はい・いいえ
(2) 手洗い等の徹底について	
・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。	はい・いいえ
・その他（ ）	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	はい・いいえ
・その他（ ）	はい・いいえ
(4) その他の対策について	
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
・その他（ ）	はい・いいえ
2 クラスターの発生防止のための対策	
(1) 基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
・その他（ ）	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
・職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
・その他（ ）	はい・いいえ

(3) 多くの人が密集する場所の改善		
・在宅勤務・テレワークを推進している。		はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。		はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。		はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。		はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。		はい・いいえ
・その他 ()		はい・いいえ
(4) 近距離での会話や発声の抑制		
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。		はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・その他 ()		はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応		
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。		はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(※)」や最寄りの相談先を全員に周知している。		はい・いいえ
・その他 ()		はい・いいえ
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の把握		
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。		はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。		はい・いいえ
・その他 ()		はい・いいえ
(3) その他の対応		
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。		はい・いいえ
・その他 ()		はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容		
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。		はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。		はい・いいえ
・その他 ()		はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31 版

〔新型コロナウイルスの影響による助成支援〕
雇用調整助成金ガイドブックについて

厚生労働省

(事業主の方へ)

雇用調整助成金
ガイドブック (簡易版)

～雇用維持に努力される事業主の方々へ～

緊急対応期間

(4月1日～6月30日)

このガイドブックは、**緊急対応期間(令和2年4月1日～6月30日)に休業を実施した場合**についての支給要件や助成額、申請方法等をわかりやすく記載した簡易版です。

その他の期間に休業を実施した場合は助成額等が異なります。

このほか、教育訓練を実施した場合等、出向者を休業させた場合等については、通常版のガイドブックを参考にしてください。

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク(公共職業安定所)
令和2年4月15日現在

PL020415 企 01

本件についてのお問い合わせ先 鳥取労働局 職業安定部職業対策課 TEL:0857-29-1708

詳細はこちら→

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

— 目 次 —

●新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について	1
●計画届の提出に必要な書類、支給申請に必要な書類	2
第Ⅰ部 支給の要件	
1 支給対象となる事業主	3
2 支給対象となる期間と日数	4
3 支給対象となる休業	5
4 助成額	6
5 残業相殺	7
第Ⅱ部 受給の手続き	
1 受給の手続きの流れ	7
2 計画届の提出	8
3 支給申請の手続き	9
4 支給申請に必要な書類	10
5 その他	11
第Ⅲ部 申請のための具体的な記載例	14

<このガイドブックの利用に当たって>

- このガイドブックは、雇用保険法に基づく雇用調整助成金の支給について主な内容を取りまとめたものです。
- 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主、支給要件に該当しない事業主の方々に対しては、支給されません。
- このガイドブックの記載内容は令和2年4月15日現在のものです。今後も制度内容の変更や見直しを行う場合があります。その際は、厚生労働省ホームページでお知らせします。
また、記載内容の詳細については、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の 特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、4月1日から6月30日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において次のとおり、さらなる特例措置を実施いたします。

特例以外の場合の 雇用調整助成金	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国 で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は 9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	併せて、休業規模要件を緩和 1/40(中小)、1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額1,200円	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は 9/10(中小)、3/4(大企業)) 加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業)

※赤字は緊急対応期間における拡大措置

計画届の提出に必要な書類（休業） 6/30まで事後提出可

	書類名	備考
①	様式第1号(1) 休業等実施計画(変更)届	
②	様式特第4号 雇用調整事業所の事業活動の 状況に関する申出書	【添付書類】 「売上」がわかる既存書類の写しでも可 (売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿等)
③	休業協定書	【添付書類】 (労働組合がある場合) 組合員名簿 (労働組合がない場合) 労働者代表選任書 ※事後提出の場合、実績一覧表の署名または記名・押印があれば省略可
④	事業所の規模を確認する書類	既存の労働者名簿及び役員名簿で可 ※中小企業の人数要件を見込んでいる場合、資本金額を示す書類は不要

※ ②～④は2回目以降の提出は不要（③は失効した場合、改めて提出が必要）

支給申請に必要な書類（休業）

	書類名	備考
①	様式特第6号(共通要領様式第1号) 支給要件確認申立書・役員等一覧	計画届に役員名簿を添付した場合は不要
②	様式特第7号または10号 (休業等) 支給申請書	自動計算機能付き様式
③	様式特第8号または11号 助成額算定書	自動計算機能付き様式
④	様式特第9号または12号 休業・教育訓練実績一覧表	自動計算機能付き様式
⑤	労働・休日の実績に関する書類	ア. 出勤簿、タイムカードの写しなど (手書きのシフト表などでも可) イ. 就業規則または労働条件通知書の写しなど
⑥	休業手当・賃金の実績に関する書類	ア. 賃金台帳の写しなど (給与明細の写しなどでも可) イ. 給与規定または労働条件通知書の写しなど

このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

行政通知

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について

基発 0303 第 1 号

令和 2 年 3 月 3 日

改正 基発 0311 第 3 号 令和 2 年 3 月 11 日

改正 基発 0421 第 2 号 令和 2 年 4 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

標記について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 3 日付け基発 0303 第 1 号（以下「通達」という。）を以下のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

(1) 一般健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 47 条の規定に基づく健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

法第 66 条第 2 項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 29 条、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 53 条、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）第 22 条、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 39 条及び第 41 条の 2、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）第 38 条、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 56 条及び第 56 条の 2、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 40 条並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）第 20 条の規定に基づく健康診断、法第 66 条第 3 項を根拠とする労働安全衛生規則第 48 条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 7 条から第 9 条の 2 までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1 回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和 2 年 6 月末までの間、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

企業（労務）の方向け Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

行政通知

「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について

令和2年4月7日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られている。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、この医学的知見を踏まえ、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。

このため、厚生労働省におきましては「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（平成18年3月17日付け基発第0317008号。以下「通達」という。）に基づき所要の対策を推進してきたところですが、及び旧総合対策の廃止に伴い新たに策定した「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（以下「総合対策」という。）に基づき所要の対策を推進してきたところですが、令和2年4月1日以降、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく時間外労働の上限規制について、長時間労働の是正等の働き方改革の推進を目的とした働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）附則第3条第1項に規定する中小事業主にも適用されることから、通達の一部を添付の新旧対照表のとおり改正しました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、全員その他関係事業場に対し、本総合対策の周知とともに、本総合対策のうち事業者が講ずべき措置の実施の指導につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

※鳥ト協ホームページに全文を掲載しております。

<鳥ト協 HP >

「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について

https://www.torakyo-tottori.or.jp/_src/3184/ ①「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の.pdf?v=1587428949006

(関連通達)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部改正する件について

https://www.torakyo-tottori.or.jp/_src/3185/ ②事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件について.pdf?v=1587428949006

行政通知

令和2年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

令和2年4月8日

各関係団体の長 殿

鳥取労働局長
(公印省略)

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年より「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月15日現在の速報値。）を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数790人、うち死亡者数は26人となっています。業種別にみると、死傷者数において製造業が最も多く、過去10年で初めて建設業を上回りました。製造業における災害は屋内作業におけるものが多くなっていました。また、死亡者数は建設業、製造業、警備業で多く、屋外作業において、WBGT値（暑さ指数）を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例、被災者の救急搬送が遅れた事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等が含まれていました。

鳥取県内においても、昨年、建設業において、一人が職場における熱中症により死亡されました。

については、令和2年の本キャンペーンを、別添の令和2年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取り組みが行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、多人数の参集する催しを控える等の対応をお願いいたします。

別 添

令和2年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても熱中症が発生しており、重篤化して死亡災害となる事例も跡を絶たない状況にあることから、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策を基本とし、各事業場で取り組んできたところである。また、昨年実施した「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」においては、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月15日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数790人、うち死亡者数は26人となっている。業種別にみると、死傷者数において製造業が最も多く、過去10年で初めて建設業を上回った。製造業における災害は屋内作業におけるものが多くなっていった。また、死亡者数は建設業、製造業、警備業で多く、屋外作業において、WBGT値（暑さ指数）を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例、被災者の救急搬送が遅れた事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等が含まれていた。

本キャンペーンにおいては、すべての職場において基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、熱中症の初期症状を早期に把握し、重篤化や死亡に至ることがないように、期間中、事業者がWBGT値を把握してそれに適した適切な対策を講じ、緊急時の対応体制の整備を図るなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和2年5月1日から9月30日までとする。なお、令和2年4月を準備期間とし、令和2年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援

(予定) 関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設

(ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介（チェックリストを含む）

(イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

(2) 各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

(1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 値測定器の普及促進

(2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

(1) 準備期間中

WBGT 値の把握の準備（10 の(1)のア）作業計画の策定等（10 の(1)のイ）緊急事態の措置（10 の(1)のク）

(2) キャンペーン期間中

WBGT 値の把握と評価（10 の(2)のアからイまで）作業環境管理（10 の(2)のウ）

作業管理（10 の(2)のエ）健康管理（10 の(2)のオ）

(3) 重点取組期間中

作業環境管理、作業管理、異常時の措置（10 の(3)のア、イ及びオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握の準備

日本産業規格 JISZ8504 又は JISB7922 に適合した WBGT 値測定器を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合がある。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、新規入職者や休み明け労働者等に対する熱順化プログラム、WBGT 値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表1）を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して倒れた場合等を想定したリスクアセスメントに基づく措置も考慮すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、

ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、WBGT 値の補正（別紙表2）の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表3及び別紙表4に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、10の(1)から(3)までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、10の(2)のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急事態の措置

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握

WBGT 値の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 値測定器による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な WBGT 値を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な WBGT 値の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

http://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ WBGT 値の評価

WBGT 値（実測又は作業場所に合わせて補正したもの）は、別紙表1の WBGT 基準値（別紙表2により衣類の補正をしたもの）に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT 値の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

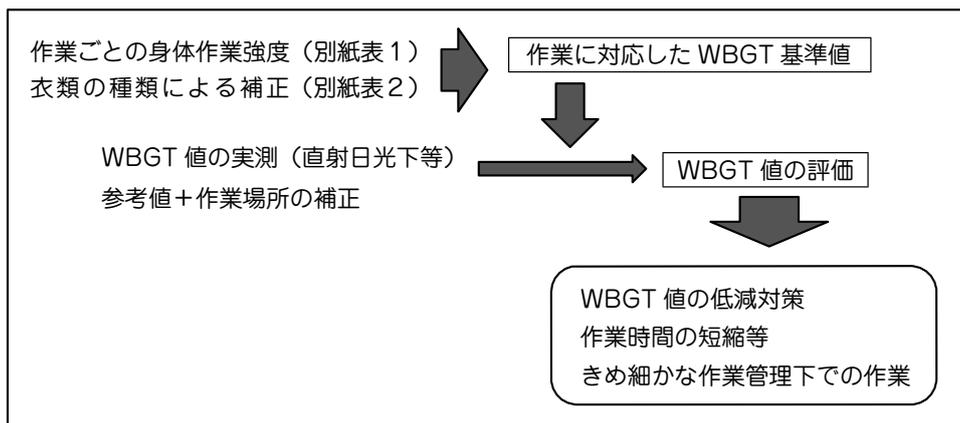


図 WBGT 値の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

(ア) WBGT 値の低減等

10の(1)のウで検討した WBGT 値の低減対策を行う。

(イ) 休憩場所の整備等

10の(1)のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

10の(1)のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。測定した WBGT 値が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ①単独作業を控え、10の(1)のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ②管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

(イ) 熱への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないように、計画的な熱順化プログラムを組むこと。

熱に順化している状態	夏休み(4日間)				順化の喪失
	1	2	3	4	

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。熱への順化ができていない場合には、特に10の(2)のエの(ア)に留意の上、作業を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取労働者は自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取

及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

(エ) 服装等

10の(1)のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、当日の作業開始前には、労働者に対し、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行い、必要に応じ作業の配置換え等を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

10の(1)のカの教育研修については、期間中、なるべく早期に機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても、明らかに熱中症の症状を呈している場合は、病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

(ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し WBGT 値に加えるべき補正值の有無を確認すること。

(イ) 10の(2)のウの(ア)の WBGT 値の低減対策の実施状況を確認すること。

(ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。

(エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。

(オ) 作業場所の WBGT 値の把握と結果の評価を行うこと。評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。

(カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

10の(2)のウの(ア)の WBGT 値の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な WBGT 値の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT 値に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値			
		熱に順化している人 ℃		熱に順化していない人 ℃	
0 安静	◆安静	33		32	
1 低代謝率	◆楽な座位 ◆軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記） ◆手及び腕の作業（小さいベンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け） ◆腕と脚の作業（普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作） ◆立位◆ドリル（小さい部分）◆フライス盤（小さい部分） ◆コイル巻き◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き（速さ 3.5km/h）	30		29	
2 中程度代謝率	◆継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土） ◆腕と脚の作業（トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両） ◆腕と胴体の作業（空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む） ◆軽量の荷車や手押し車を押ししたり引いたりする ◆3.5～5.5km/hの速さで歩く ◆鍛造	28		26	
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業◆重い材料を運ぶ ◆シャベルを使う◆大ハンマー作業 ◆のこぎりをひく◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆草刈り◆掘る ◆5.5～7km/hの速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押ししたり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む	気流を感じないとき	気流を感じるとき	気流を感じないとき	気流を感じるとき
		25	26	22	23
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7km/hより速く歩く	23	25	18	20

注1 日本産業規格 Z 8504（人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

注3（参考）休憩時間の目安※：熱順化した作業員において、WBGT 基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

表2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正值

衣類の種類	WBGT 値に加えるべき補正值 (°C)
作業服 (長袖シャツとズボン)	0
布 (織物) 製つなぎ服	0
二層の布 (織物) 製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

注 補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用してはならない。また、重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできない。

表3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項	範囲	時間
(1) 熱中症の症状*	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
(2) 熱中症の予防方法*	<ul style="list-style-type: none"> ・WBGT値 (意味、WBGT基準値に基づく評価) ・作業環境管理 (WBGT値の低減、休憩場所の整備等) ・作業管理 (作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等) ・健康管理 (健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状態の確認等) ・労働衛生教育 (労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法) ・熱中症予防対策事例 	150分
(3) 緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置 	15分
(4) 熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例 	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表4 労働者向け労働衛生教育 (雇入れ時又は新規入場時)

事項	範囲
(1) 熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
(2) 熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・WBGT値の意味 ・現場での熱中症予防活動 (熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等)
(3) 緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の救急措置
(4) 熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例

協会通知

令和2年度「ドライブレコーダー等安全機器」助成金受付開始

一般社団法人鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間 令和2年6月1日～令和2年6月30日

予算オーバーの時は、予定機数に比率（総申請数分の各申請数）を掛けて助成数を決定します。（1機未満切捨て、但し最低数は1機）

但し、1事業者1機で予算オーバーする場合は、令和元年9月のアンケート提出者を優先し、その後、先着順とする。

(2) 2次受付期間 令和2年7月1日～令和2年12月25日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

*申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。

2. 申請対象者

(1) 令和2年4月1日から令和3年1月31日の間に、新品機器を購入またはリースあるいは割賦販売で装着する 会員事業者で、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

3. 対象装置・車両

(1) ドライバーの安全運転意識の高揚に効果のあるドライブレコーダー（映像や走行に関するデータを記録する機能を有する車載器と解析ソフト等事務所機器）で、（公社）全日本トラック協会が認めたものとする。（別表の通り）

(2) 車載器を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額（1機当たり）

ドライブレコーダーの導入費用の2分の1（一体型は4分の1）で限度額は、次のとおりとする。ただし、千円未満は切捨てとする。

①車載器1機当たり 50,000円

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。

②事務所機器1機当たり 50,000円（1会員事業者1機のみ）

解析ソフト及びカード読み機器でインストール費用等は除く。また、EMS用機器（デジタコ）助成金との併用は出来ません。

注 意 事務所機器の助成金の有無は、鳥ト協へ事前にご確認ください。

(2) 予算枠 鳥ト協 375万円

5. 鳥ト協の助成上限台数（1事業者）

①ドライブレコーダー（車載器）……………6台

②ドライブレコーダー（事務所機器）………1台

6. 申請時提出書類

①ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付申請書（様式1）

②導入する機器メーカー名・機器名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

7. 交付決定日 令和元年7月10日（水）

ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 令和3年2月15日（月）

提出書類

①ドライブレコーダー等安全機器導入助成事業実績報告書（様式3）

②ドライブレコーダー等安全機器装着証明書（様式4）・アプリケーションは不要

③請求書（写）…機器のメーカー名・機器名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの

④領収書（写）…請求書と同額なもの（リース・割賦販売の場合もディーラーが発行したリース会社等の領収書が必要です）

⑤リース契約書等（写）…機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの

⑥割賦販売契約書（写）…機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの

⑦装着車両の自動車検査証（写）

9. 申請をされる方は、ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当宮本 TEL 0857-22-2694

ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会
改正 平成31年3月27日

(目的)

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、ドライバーの安全運転意識の高揚、交通事故の減少に効果があると思われるドライブレコーダー等の導入に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 助成の対象となるドライブレコーダー等安全機器(以下「機器」という。)は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が定めた「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン規程」の要件を満足する機器、全ト協が機能に応じて「簡易型」、「標準型」、「運行管理連携型」、「スマートフォン活用型」として認めた次の各号に掲げる機器とする。

- ①映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載機(以下「車載器」という。)と解析ソフト等事務所機器(以下「事務所機器」という。)とし片方みの助成も可とする。
 - ②多機能情報端末を有する携帯電話等(以下「スマートフォン等」という。)に対応した前号の機能を有するアプリケーション。
- 2 助成の対象となる車載器、事務所機器、アプリケーションは、別表のとおりとする。
- 3 機器の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、前条の対象の新品機器を現金もしくは割賦販売での購入(以下「購入」という。)またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者(以下「会員事業者」という。)の、その際の導入費用(含む取付費、除く消費税)に対し助成を行う。

(装着対象車両)

第4条 車載器を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用(緑ナンバー)貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、次の各号のとおりとする。

- ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。
- ①第2条第1項第1号の車載機の1機当たりの助成金の交付額は、導入費用の2分の1で限度額を50,000円とし千円未満は切捨てとする。
ただし、国の補助金が交付された機器には、全ト協助成金は交付しない。
また、予算枠を超過した場合は、助成金は支払わないものとする。
 - ②第2条第1項第1号の事務所機器の1機当たりの助成金の交付額は、導入費用の2分の1で限度額を50,000円とし千円未満は切捨てとする。
2. ドライブレコーダー機器等で、後方視野確認支援装置に相当する機能を有する一体型の場合は、ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金と安全装置等導入助成金との両方の助成金を交付する。
ただし、一体型の判断は、全ト協の装置一覧のとおりとする。
この場合の本要綱による1機当たりの助成金の交付額は、導入費用の4分の1とし、限度額は前第1項第1号および第2号のとおりとする。
ただし、千円未満は切捨てとする。
また、国等の補助金および助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。

(助成の上限機数)

第6条 1会員事業者に対する助成機数は、その都度定める。

(交付申請)

第7条 会員事業者は、様式1の「ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

- ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。
- 2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第8条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式2「ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第9条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式3の「ドライブレコーダー等安全機器導入助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」(以下「実績報告書」という。)および様式4の「ドライブレコーダー等装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、購入およびリースによる導入とも事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第11条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第13条 助成金の交付を受ける事業者は、鳥ト協の求めがあった場合、原則として、導入した機器で得られたヒアリング映像および事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は平成19年5月11日より施行する。

平成20年7月10日一部改正(平成20年7月10日施行)

第2条第1項・第2項、第5条

平成22年7月7日一部改正(平成22年7月7日施行)

第5条第1項・第2項

平成23年6月21日一部改正(平成23年6月21日施行)

第2条第1項第1号・第2号・第3項、第3条、第5条第1項第1号・第2号・第3号、第9条

平成24年6月29日一部改正(平成24年6月29日施行)

第2条第1項・第2号・第2項、第3条、第5条第1項第1号・第2号・第3号、第7条第1項、第9条第1項、第10条、第11条、第12条

平成25年5月13日一部改正(平成25年5月13日施行)

第1条、第3条、第5条第1項第1号

平成26年3月18日一部改正(平成26年4月1日施行)

第5条第2項

平成29年3月22日一部改正(平成29年4月1日施行)

第2条、第5条第1項・第3項、第9条、第11条、第12条

平成30年3月23日一部改正(平成30年4月1日施行)

第13条、第14条

平成31年3月27日一部改正(平成31年4月1日施行)

第5条、第10条、第14条

簡易型ドライブレコーダー一覧

令和2年4月1日現在
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	備考
ITS グリッド	スマーティクスアイ	PSE-3010	
	スマートアイ	PSE-1020 PSE-7010	
青木製作所	フルタイム HD ドライブレコーダー	AMEX-A04HDTR	
	フォーマットフリー・2カメラ対応 ドライブレコーダー	AMEX-A05TR	
アサヒリサーチ	Driveman TR-1	TR-1	
	Driveman GP-T1	GP-T1	
	Driveman T1080GS	T1080GS	
	Driveman T1080s α	T1080s α	
	ドライブレコーダ	Driveman TG-T1 Driveman TR-2	R1.11月追加
綾瀬設備工業	CAR DVR ST-102DA	ST-102DA	
アヤリーシステム	ドライブレコーダー「DIMO」	TM-201A	
アルファ・デボ	単眼タイプドライブレコーダー	VD-1500G8	
		VD-1500MG Pro	
	2カメラタイプドライブレコーダー	VD-1600HD Pro	※標準は1カメラ
		VD-7000W Pro	
	2カメラタイプドライブレコーダー	MT3500BL	
2カメラタイプドライブレコーダー	X9DC		
業務用 2ch 対応ドライブレコーダー	VD-8500WHG Pro		
イーテック	JANUS	GN-100	※WiFi対応
		GW-200	
	NEXTV2 HD	N-2HD	
ウィンズ・テクノロ ジー・ジャパン	簡易型ドライブレコーダー	WTJ-N7	
	3CH 対応型ドライブレコーダー	WTJ-MK3	R1.8月追加
エコモット	PDrive	MVTZ-100	
		MVTZ-100NET	※別途通信契約要
NP システム開発	ドライブレコーダー 本体	NDR-200	
エフ・アール・シー	FOCUSAVOR	FC-77DRT	
		FC-708DRT	
	ドライブレコーダー	NX-DR201DRT NX-GigaDRT	
エムアンドケイ	風神雷神	FU-JIN,RAIJIN	
エムモビリティ	通信型ドライブレコーダー	RYK-CC104W	R1.9月追加
		RYK-CC121W	R1.9月追加
カーメイト	d'Action360	EMK3004	
	d'Action360S	EMK5001	
クリューシステムズ	UVC1000	UVC1000-3G-WRG	※別途専用 Web サイト利用料要 (3G 通信費含む)
クリューシステムズ	UVC1000	UVC1000-SDT-WRG UVC1000-WiFi-WRG	※別途専用 Web サイト利用料要
ケイティアール	ITB-100HDH	ITB-100HDH	
コムテック	i-safesimpleGPS	DC-DR411 (T)	
	i-safeSimplePlusGPS	DC-DR412 (T)	
	i-safesimple2GPS	DC-DR510 (T)	
		DC-DR511 (T)	
	i-safeSeparate	DC-DR430 (T)	
	i-safesimple3	DC-DR531 (T)	
i-safesimple4	DC-DR651 (T)		
JKTECH	ドライブレコーダー	S-2500	
		S-3300	
ジェットイノウエ	DVR-NEO	GE-12GPS	
		JSN-02GPS	
	TEAM SMART RECORDER	592803TSR-T2	
		TSR-T3GPS	
		TSR-TAT2GPS	
		TSR-T5WiFi (592817)	
	YM-201GH (592773)		
シルバーアイ	2カメラセパレートドライブレコーダー	DR-1200J	
		DR-210WH	
	ドライブレコーダ	STM-101	
		STM-102 STM-102BC	

セラヴィ	ドライブレコーダー CARPA-10H	CARPA-10H	
	ドライブレコーダー CARPA-11H	CARPA-11H	
セルスター工業	Dvr-GALUDA	TR-17	
		TR-250	
		TR-260	
	ドライブレコーダ	TR-290	
		TR-21	
		TR-31	
		TR-350	
		TR-360	
		TR-390	
		TR-570	
		TR-610	
		TR-670	
		TR-690	
		TR-750	
TR-790			
セルスター工業	ドライブレコーダー	TR-41	R2.4 月追加
		TR-61	R2.4 月追加
匠技研	ドライブレコーダー	TK-V2-HD1	
TCL	スマートレコ WHSR-532WP	WHSR-532WP-T	
ディー・エヌ・エー	DRIVECHART 通信型ドライブレコーダー	GC-DRT1-A	R1.11 月追加
トコムス	RoadView8	RV-800TA	
トム通信工業	ドライブレコーダー	TM-V731A12-T1	
トワード	Eco-SAM/DR	SJ-X26D	
Nauto Japan	ナウト車載器	NAUTO2	
日商エレクトロニクス	くるま-i	MVT-100NET	
日本ヴェーテック	1カメラ用ドライブレコーダー	VF-DVR-001	
	小太郎 4ch	VHR-400M	
	撮太郎	VF-DVR-202	
ノーティス	リスク分析型ドライブレコーダー	LNP-1000	
ピー・エス・ディー	DRIVE-ONEHD-T	DRIVE-ONEHD-T	
	DRIVE-ONEMINI-T	DRIVE-ONEMINI-T	
ビューテック	FirstView	V1HD	
富士ソフト	B8HD	B8HD	
	B8HD2	B8HD2	
ユピテル	トラック法人専用ドライブレコーダー	BU-DRR605T	
		BU-DRHD630T	
レコディアジャパン	レコディア U シリーズ (1チャンネル)	U1HD-T	
	レコディア U シリーズ (2チャンネル)	U2HD-T	
	レコディア V シリーズ (1チャンネル)	V1HD-T	
	レコディア V シリーズ (2チャンネル)	V2HD-T	
ワーテックス	XDR-2CAM-KG	XDR-2CAM-KG-B	
	XDR-55KG	XDR-55KG-B	
	XDR-66KG	XDR-66KG-B	
	XLDR-501G&E	XLDR-501G&E-B	
	XLDR-ADAS	XLDR-ADAS-B	
		XLDR-ADAS-IR-B	
		XLDR-ADAS-R-B	
	XLDR-L2	XLDR-L2KG-B	
		XLDR-L2KG-IR-B	
		XLDR-L2KG-R-B	
XLDR-L3	XLDR-L3KG-B		

標準型ドライブレコーダー一覧

令和2年4月1日現在
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコー体型	備考
アイ・シー・エル	ドライブレコーダー	IDR-1100		※ビューアーソフト別売※「ID R -1100 C」はシガーソケットタイプなので選定対象外
		IDR-1200		※別途専用ソフト要
		IDR-2100		※ビューアーソフト別売
市光工業	SAFETYVISION	STR-100		
	ドライブレコーダー 体型7型 液晶モニター	STR-200N		※別途専用ソフト要
INBYTE	安全運転支援システム	MDAS-9T		R2.2 月追加
ウインズ・テクノロジー・ジャパン	4CH 対応 MDVR	WTJ-425		カメラ別売

中日諏訪オプト電子 ファインフィットデザ インカンパニー	ToughMore-Eye	THD-102T		
	ToughMore-EyeS	THD-402T		
	タフモアイX	THD-403S		
光英システム	ドライブレコーダー K110	THD-501S		R2.2月追加
JKTECH	ドライブレコーダー	K110		
シルバーアイ	ドライブレコーダー	S-DBX		
タカラ物流システム	ドライブレコーダー TBR	STX-001		
デンソーテン	OBVIOUS レコーダー	DRU-4010 (S) -DR		
		DRD-4020 (S) -DR	自 TD II -36	※専用ソフト「画像解析ソフト」使用時に対応
		DRU-5010 (S) -DR		※ドライブレコーダー管理ソフト要 (エコ安全運転支援ソフト無し)
		DRD-5020 (S) -DR	自 TD II -64	
東海クラリオン	2カメラ通信ドライブレコーダー	CL-2CM		
	GPS搭載8カメラドライブレコーダー	CL-8CM		
	8カメラ対応通信型ドライブレコーダー	CL-8CM II		※カメラ別途購入要(複数種から選択)
	安全運転支援機能+ドライブレコーダー	DS-3002J DS-5012J		
	2カメラ対応ドライブレコーダー	TX2000		
	4カメラ対応ドライブレコーダー	TX4000		カメラ別売、4カメラ対応 R1.8月追加
日本ヴェーテック	録太郎 -8FHD	VHR-851FHD		カメラ・SSD別売 R1.8月追加
	録太郎 -8HD	VHR-801HD		※カメラ・SSDは別途購入要(複数種から選択)
ノーティス	リスク分析型ドライブレコーダー	LNP-1000-SP1		※「映像クリップソフト(Stn)」使用時に対応
バイオニア	ドライブレコーダー	ND-DVR30-B VREC-DH700-B		
フタバシステム	ドライブレコーダー F-Drive	H720		
ユビテル	トラック法人専用ドライブレコーダー	BU-DRR615T BU-DRHD635T		
ワーテックス	XDR-2CAM-HG	XDR-2CAM-HG-B		
	XDR-55HG	XDR-55HG-B		
	XDR-66HG	XDR-66HG-B		
	XLDR-801	XLDR-801-B		

運行管理連携型ドライブレコーダー一覧

令和2年4月1日現在
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ体型	備考	
アイ・シー・エル	ドライブレコーダー	IDR-1100M		※デジタコ連動(いすゞ自動車製) MIMAMORI(自TDII-6または-44)要	
		IDR-1200M		※デジタコ連動(いすゞ自動車製) みまもり(自TDII-6、または-44)要	
	通信型ドライブレコーダー	TVRC-DH500-ICL		R2.4月追加※いすゞ自動車みまもりコントローラー(自TDII-44又は-6)へ動画伝送可能	
アクシス	通信型 KITARO ドライブレコーダー	TMX-DM02-VA (K)		R2.4月追加※バイオニア機製ドライブレコーダー(TMX-DM02-VA)と同一機種	
		TVRC-DH500 (K)		R2.4月追加※バイオニア機製ドライブレコーダー(TVRC-DH500)と同一機種	
ITSグリッド	スマートアイ	PSE-1010			
	スマーティクスアイ	PSE-3010A		※別途解析ソフト契約必要	
あきば商会	タコドラ	MAS-A1DR	自 TD II -28		
市光工業	通信機能付きドライブレコーダー一体型7型液晶モニター	STR-200T		※別途専用ソフト要、通信契約要	
NPシステム開発	ドライブレコーダー	NDR-200P			
		NDR-180P		※別途専用ソフト要	
		NDR-180PW	自TDII-41、45	※HD映像 R1.8月追加 R1.9月訂正※デジタコ e-Tacho (NET-300: 自TDII-41, NET-500: 自TDII-45)と連携必須	
	e-Tacho	NDR-210P			※後退時バック映像切替録画対応
		NET-380	自TDII-48		
		NET-580	自TDII-49		※別途専用ソフト要
		NET-780	自TDII-75		※別途専用ソフト要、別途クラウド契約要
エムモビリティ	SKYEYEDMS	RYKCC-101			
		RYK-CC201	自TDII-67	※別途クラウド契約要	

クリューシステムズ	UVC1000	UVC1000-3G-WRG-S		※別途専用 Web サイト利用料要 (3G 通信費含む)
		UVC1000-SDT-WRG-S		
		UVC1000-WiFi-WRG-S		※別途専用 Web サイト利用料要
光英システム	ドライブレコーダ K100	K100		※別途自 TD II -14 および K250 との組み合わせが必要
中日諏訪オプト電子 ファインフィットデザ インカンパニー	ToughMore-EyeS	THD-403N		
	タフモアイ X	THD-501X		※デジタコ (自 TD II -39) 要、 R2.3 月仕様変更
データ・テック	SRVideo	M68		
	SRDigitacho+	M603DR (M603+M608)		※デジタコ (M603 自 TD II -11) とのセット
データ・テック	SRVDigitacho	M 610	自 TD II -27	
	SRVDigitachoN	M612	自 TD II -37	※別途専用ソフト要(クラウドサー ビス利用可)
	SRConnect	M619	自 TD II -54	
	SRDLite (ドラレコ通信型)	M622-DR01	自 TD II -92	本体以外にクライアント管理ソフト 等の購入要
デンソー	ドライビングパートナー	DDD-100-DR	自 TD II -18	
	ドライブレコーダー	DN-PRO III		※ Microsoft EXCEL 要
	DN-magicPREMIUM/D	FV71D1WDD	自 TD II -53	※カメラ別途購入要 (複数種から選択)
デンソーセールス	ドライブレコーダー	DN-PRO IV		
デンソーテン	G500Lite OBVIOUS レコーダー	DRU-T500		※ DCM-T500、ICR-T500 をあわ せて購入していることを確認
		DRU-4010 (E) -DR		※専用ソフト「エコ安全運転支援ソ フト」使用時に対応
		DRD-4020 (E) -DR	自 TD II -36	
		DRU-5010 (E) -DR		※ドライブレコーダー管理ソフトおよ びエコ安全運転支援ソフト要
東海クラリオン	ドライブレコーダー一体型 デジタル式運行記録計 2カメラ対応ドライブレコーダー 4カメラ対応ドライブレコーダー	CRX3008T	自 TD II -80	カメラ別途購入要 (複数種から選択)
		CRX3108T	自 TD II -80	カメラ別途購入要 (複数種から選択)
		TX2000-SA		別途クラウド契約要
		TX4000-SA		※カメラ別売、4カメラ対応 R1.8 月追加
東信電気	クピレ	DT-1		
ドコマップジャパン	通信ドライブレコーダー	TMX-DM02-VA (D)		
ドコモ・システムズ	doco です car 通信型ドライブレ コーダー	THD-501DS		
トム通信工業	ドライブレコーダー	TM-V740A01		
ドライブ・カメラ	W itness III WITNESS-LIGHT III WITNESS-LIGHT IV 通信型ドライブレコーダー SAMLY 通信型ドライブレコーダ SAMLY II WITNESS IV	WN-WITNESS3		R1.10 月選定解除
		WN-LT3		
		WN-LT4		R1.10 月追加
		SY-SAMLY		※別途クラウドサービス契約 必要 通常セット型式 (SY- SAMLY-G)、モバイルアイ連動 セット型式 (SY-SAMLY-MIG)
		SY2-SAMLY		※別途専用ソフト要、Web サー ビス要、カメラ別売
		WN4-WITNESS		※別途専用ソフト要、Web サー ビス要、カメラ別売
トランスロン	DTS-D2D ドラレコ内蔵 DTS-D1WD DTS-D1WDS DTS-D 2X ドラレコ内蔵	FV710 D 2D	自 TD II -91 自 TD II -90	R1.12 月デジタコ一体型変更
		FV710D1WD	自 TD II -53	
		FV710D1WDS	自 TD II -53	
		FV710D2X	自 TD II -91 自 TD II -90	R1.8 月追加、R1.12 月デジタコ 一体型変更
日本電気	くるみえドライブレコーダ (SD 型) くるみえドライブレコーダ (通信型)	F100-000005-B02		※別途インターネットサービス契 約必要 H30.4 月型番変更旧型 番 : F100-000005-K02
		F100-000005-T12		※別途クラウド契約要 R1.5 月追 加
		F100-000005-B04		H30.4 月型番変更旧型番 : F100-000005-K04
		F100-000005-T14		※別途クラウド契約要 R1.5 月追 加
ノーティス	リスク分析型ドライブレコーダー	LNP-1000-SP1		※「運転日報管理システム + 映像クッ プソフト (Stn)」使用時に対応
パイオニア	ドライブレコーダー	TMX-DM02-VA		
	通信ドライブレコーダー	TVRC-DH500		R1.9 月追加
ビューテック	FirstView (ファーストビュー)	V2HD		※デジタコ連動要 (システック社 製 DTU-1: 自 TD II -32)
富士ソフト	FS04DVRHMR	FS04DVRHMR		
	FS04DVRHMR/AT	FS04DVRHMR/AT		※カメラ別売、4カメラ対応

富士通	DTS-C1D (ネットワーク型車載ステーション) ドラレコ内蔵	FV7100C1D	自 TD II -21		
	DTS-C1MD (ネットワーク型車載ステーション) ドラレコ内蔵	FV7100C1MD	自 TD II -23		
	DTS-C1XD (ネットワーク型車載ステーション) ドラレコ内蔵	FV7100C1XD	自 TD II -24		
	DTS-C1DA (ネットワーク型車載ステーション) ドラレコ内蔵	FV710C1DA	自 TD II -35	※別途通信契約要	
	DTS-C1D W (無線 LAN 型車載ステーション) ドラレコ内蔵	FV710C1DW	自 TD II -35	※無線 LAN 対応※別途専用ソフト要	
	DTS-C1MDA (ネットワーク型車載ステーション) ドラレコ内蔵	FV710C1MDA	自 TD II -35		
	DTS-C1XDA (ネットワーク型車載ステーション) ドラレコ内蔵	FV710C1XDA	自 TD II -35		
	DTS-D1D ドラレコ内蔵	FV710D1D	自 TD II -53	※別途通信契約要	
DTS-D1MD ドラレコ内蔵	FV710D1MD	自 TD II -53	※別途通信契約要		
堀場製作所	ドライブレコーダー	DR-5300GPS			
		DRT-7300		※別途システム使用料又は専用ソフト要	
		DRT-7300A			
		DRT-7300F		※別途通信契約要	
		DR-9100			
		DR-9100A			
		DR-9100C			
	ドライブレコーダー機能付きデジタルタコグラフ	DR-9100F			
		DRT-7100	自 TD II -34	※別途システム使用料又は専用ソフト要	
		DRT-7100A	自 TD II -34		
三菱ふそうトラック・バス	エコフリー PRO-DR	QZ064680A (M602+M608)		※デジタコ (QZ064660A 自 TD II -10) とのセット	
メルモ	i-Reco.	IR-2000			
モバイルリンク	C-805M	SC800MS	自 TD II -72		
矢崎エナジーシステム	DTG7 (カメラセット)	DTG7C	自 TD II -58		
	YAZAC-eye3	YEYE3 セット TR			
	YAZAC-eye3T	YEYE3T セット TR	自 TD II -25		
	YAZAC-eye3Lite	YEYE3Lite セット TR			
	YAZAC-eye3LiteLDW (車線逸脱／ふらつき運転警報機能内蔵)	YEYE3LiteLDW セット TR			
	YAZAC-eye3LDW (車線逸脱／ふらつき運転警報機能内蔵)	YEYE3LDW セット TR			
	YAZAC-eye3TLDW (車線逸脱／ふらつき運転警報機能内蔵)	YEYE3TLDW セット TR	自 TD II -25		
ワーテックス	XDR-55URG	XDR-55URG-B			
	XDR-66URG	XDR-66URG-B			
	XLDR-1001	XLDR-1001-B		※運転日報等作成のため別途 EXCEL (2007 以降) 要	

ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付申請書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

申請者
住所
事業者名
代表者

㊞

ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき、
申請します。

記

- 切
り
取
り
線
1. 助成金申請額 円
 2. 導入機数
①車載器 機
②事務所機器 機
③アプリケーション 個
 3. 機器購入単価（除く消費税）
①車載器（含む取付費） 円
②事務所機器（除く、インストール費） 円
③アプリケーション 円
 4. 導入機器
①機器メーカー名
②機器名称・型式
 5. 導入形態 購入 ・ リース ・ 割賦
 6. 国の補助金の有無 有 ・ 無

添付書類

- ・ 導入する機器のメーカー名・機器名称・型式・数量・金額（単価と総額）（除く消費税）等が記載された見積書（写）

鳥ト協受付印

ドライブレコーダー等安全機器導入助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

(確認番号)

住 所

申請・請求者

代 表 者

㊞

ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付要綱第9条に基づき、
下記のとおり助成金を請求します。

記

1. 助成金請求額 円
2. ドライブレコーダー等安全機器の導入単価と導入機数

- ① 車載器 (装着日: 令和 年 月 日) 又はアプリケーション
導入単価 円
導入機数 機

装着車両

装着車両登録番号	装着車両登録番号	装着車両登録番号
鳥取	鳥取	鳥取
鳥取	鳥取	鳥取

- ② 事務所機器 (導入日: 令和 年 月 日)
導入単価 円
導入機数 機

3. 導入機器
- ① 機器メーカー名
- ② 機器名称・型式
4. 導入形態 購入 ・ リース ・ 割賦
5. 振込先

銀行支店名:

預金種別:

口座番号:

ふりがな

口座名義:

添付書類

- ・ ドライブレコーダー等安全機器装着証明書(様式4)(アプリケーションは不要)
- ・ 請求書(写)・・・機器のメーカー名・名称・型式・数量・金額(単価と総額、除く消費税)等の記載のあるもの
- ・ 領収証(写)・・・請求書と同額のもの(リース・割賦販売導入時もリース会社等宛の必要があります。)
- ・ リース契約書等(写)・・・機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの
- ・ 割賦販売契約書(写)・・・機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの
- ・ 装着車両の自動車検査証(写)

様式 4

ドライブレコーダー等安全機器装着証明書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
取付業者名
(ディーラー等)

㊞

(会員事業者名)

(機器メーカー名)

_____ が _____ の

(機器名称・型式)

(装着年月日)

_____ を令和 年 月 日に下記の

車両に取付けたことを証明いたします。

記

装着車両登録番号	装着車両登録番号	装着車両登録番号
鳥取	鳥取	鳥取
鳥取	鳥取	鳥取

切
り
取
り
線

5月1日～6月30日

出典:厚生労働省HP

不正大麻・けし撲滅運動

大麻(アサ)



発見したら
通報
して下さい!!

大麻は、脳に影響を与える違法な薬物です。不正栽培は犯罪です。

違法なけし

← 麻薬の原料になります



5月から6月頃にかけて開花します。発見通報により、除去します。

違法ではないけし



鳥取市健康子ども部鳥取市保健所 電話0857-22-5691 5/7以降 30-8531

鳥取県中部総合事務所福祉保健局 電話 0858-23-3144

鳥取県西部総合事務所福祉保健局 電話 0859-31-9316

鳥取県福祉保健部医療・保険課 電話 0857-26-7203

鳥取県警察本部薬物110番 電話 0857-26-3774

通報先
はこちら



協会通知

令和2年度 「EMS用機器（デジタコ）」 導入助成制度のご案内

一般社団法人鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間 令和2年6月1日～令和2年6月30日

予算オーバーの時は、予定機数に比率（総申請数分の各申請数）を掛けて助成数を決定します。（1機未満切捨て、但し最低数は1機）

但し、1事業者1機で予算オーバーする場合は、令和元年9月のアンケート提出者を優先し、その後、先着順とする

(2) 2次受付期間令和2年7月1日～令和2年12月25日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

*申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。

2. 申請対象者

(1) 令和2年4月1日から令和3年1月31日の間に、新品機器を購入またはリースあるいは割賦販売で装着する会員事業者で、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

3. 対象装置・車両

(1) エコドライブの実践に効果のあるEMS用機器（デジタコ）

(2) 装置を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内で営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額（1機当たり）導入費用の2分の1（一体型は4分の1）で

限度額は、次のとおりとする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

①車載器1機当たり・・・35,000円（1会員事業所6機まで）

②事務所機器1機当たり・・・50,000円（1会員事業所1機まで）

カードリーダー・解析ソフト（メモリーカードでデータを解析するソフト等に限る。インターネット用解析ソフト等は除く。）でインストール費用等は除く。また、ドライブレコーダー助成金との併用は出来ません。

(2) 予算枠 210万円

5. 申請時提出書類

①EMS用機器導入促進助成金交付申請書（様式1）

②導入する機器メーカー名・機器名称・型式・数量

金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

6. 交付決定日令和2年7月10日（金）

EMS用機器導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

7. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

最終報告期限：令和3年2月15日（月）

提出書類

①EMS用機器導入助成事業実績報告書（様式3）

②EMS用機器装着証明書（様式4）

③請求書（写）・・・EMS機器のメーカー名・機器名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの

④領収書（写）・・・請求書と同額なもの（リース・割賦販売の場合もディーラーが発行したリース会社等宛の領収書が必要です）

⑤装着車両の自動車検査証（写）

⑥リース契約書等（写）・・・機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの

⑦割賦販売契約書（写）・・・機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの

8. 申請をされる方は、EMS用機器導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

EMS用機器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会
改正 平成31年3月27日

(目的)

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）の普及を図るため、EMS用機器の導入に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 助成の対象となるEMS用機器は、エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器（以下「車載器」という。）と解析ソフト等事務所機器（以下「事務所機器」という。）とし片方みの助成も可とする。
ただし、タコグラフの作成に必要な最低限の機器とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、新品車載器・事務所機器（以下「機器」という。）を現金もしくは割賦販売での購入（以下「購入」という。）またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）の、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

(装着対象車両)

第4条 車載器を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第5条 1機当たりの助成金の交付額は、導入費用の2分の1とし限度額は、次の各号のとおりとする。
ただし、千円未満は切捨てとする。

また、国等の補助金および助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。

①車載器は、1機当たり35,000円を限度とする。

②事務所機器は、1機当たり50,000円を限度とする。

2. デジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有する一体型の場合は、EMS用機器導入促進助成金とドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金の両方の助成金を交付する。

この場合の本要綱による1機当たりの助成金の交付額は、導入費用の4分の1とし、限度額は前第1項第1号および第2号のとおりとする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

また、国等の補助金および助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。

(助成の上限台数)

第6条 1会員事業者に対する助成台数は、その都度定める。

(交付申請)

第7条 会員事業者は、様式1の「EMS用機器導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第8条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めたときは、様式2の「EMS用機器導入促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第9条 会員事業者は、機器の導入が完了したときは、様式3の「EMS用機器導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式4の「EMS用機器装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、購入およびリースによる導入とも事業者へ助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第11条 会員事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第12条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は平成18年8月1日より施行する。

平成19年5月11日一部改正（平成19年5月11日施行）

第2条第1項・2項、第3条、第5条、第10条

平成20年7月10日一部改正（平成20年7月10日施行）

第2条第1項、第5条

平成22年7月7日一部改正（平成22年7月7日施行）

第5条第2項

平成24年6月29日一部改正（平成24年6月29日施行）

第2条第1項、第3条、第5条第1項第1号、第7条、第9条、第10条、
第11条、第12条

平成25年5月13日一部改正（平成25年5月13日施行）

第1条、第3条、第5条第1項第1号

平成26年3月18日一部改正（平成26年4月1日施行）

第2条、第5条第1項第1号、第12条

平成29年3月22日一部改正（平成29年4月1日施行）

第12条、第13条

平成31年3月27日一部改正（平成31年4月1日施行）

第10条

令和2年度対象機器一覧 (EMS 機器)

令和2年4月1日現在

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式指定番号	備考	
ITS グリッド	スマートロジ	PSL-0101			
あきば商会	タコドラ	MAS-A 1	自 TD II -28		
		MAS-A 1DR	自 TD II -28		
アポロ技研	AdaptEco	AD-E 1			
いすゞ自動車	MIMAMORI コントローラー	17MDU	自 TD II -44	※ドラレコとのセットは、アイ・シー・エル製 [IDR-1200M] と連動要	
NECソフト	DriveManagerV 2	FV7100B 4N		R1.8 月廃止	
NP システム開発	e-Tacho	NET-300	自 TD II -41		
		NET-380	自 TD II -48		
		NET-500	自 TD II -45		
		NET-580	自 TD II -49		
		NET-780	自 TD II -75		
エムモビリティ	SKYEYEDMS	RYK-CC201	自 TD II -67	※別途通信契約要	
中日諏訪オプト電子 ファインフィットデザイン カンパニー	デジタルタコグラフ GFIT	FD-1000	自 TD II -39		
	デジタルタコグラフ GFITX	FD-2000	自 TD II -89		
沖電気工業	エコボジ	NDC-1000			
クラリオン	ドライブレコーダー	CF-2500A-A	自 TD II -20		
光英システム	車載端末機	K-220			
		K-250			
		KD-250	自 TD II -14		
システック	ロジこんばす	EDUT-1000U			
ダックス	デジタルタコグラフ	DUKS-C01	自 TD II -81		
データ・テック	SRPocket II	M623			
	SRDigitacho	M603 (M603DR)	自 TD II -11	ドラレコ (DVRmini+) との セットは M603DR と表記	
	SRVDigitacho	M 610	自 TD II -27		
	SRVDigitachoN	M 612	自 TD II -37		
	SRConnect	M 619	自 TD II -54		
	SRDLite	M622	自 TD II -92		
	SRDLite (ドラレコ通信型)	M622-DR01	自 TD II -92		
データトロン	車載端末機	TMS- 1			
デンソー	ドライビングパートナー	DDD-100	自 TD II -18		
		DDD-100-DR	自 TD II -18		
	DN-magicMINI	261799-0040	自 TD II -62	※スマホ連携必須	
	DN-magicPREMIUM	FV71D 1WD	自 TD II -53		
	DN-magicPREMIUM/D	FV71D 1WDD	自 TD II -53		
デンソーテン	OBVIOUS レコーダー	DRD-4020 (E)	自 TD II -36	専用ソフト「エコ安全運転支援ソフト」 使用時に対応	
		DRD-4020 (E) -DR	自 TD II -36		
		DRU-5010 (E)			
	DRD-5020 (E)	自 TD II -64			
	G500Lite	DRU- T 500		DCM-T500、ICR- T 500 をあわせて購入していることを 確認	
トランスロン	DTS-D 2A	FV710D 2A	自 TD II -91		
	DTS-D 2D	FV710D 2D	自 TD II -91		
	DTS-D 2X	FV710D 2X	自 TD II -91	R1.8 月追加	
	DTS-D 1WD	FV710D 1WD	自 TD II -53		
	DTS-D 1WDS	FV710D 1WDS	自 TD II -53		
トワード	TRU-SAM	TK1512-12			
ナブアシスト	スマートデジタコ DTS-E 1	FV710E 1A	自 TD II -62	※スマホ連携必須 R1.8 月追加	
日米電子	車載端末機	D-NAS III			
		D-NAS IV	自 TD II -59		
日本低炭素開発	EcoDriveManager	EDM-01			
バイオニア販売	B・PRO カーナビ (オンダッシュ)	AVIC-BX500 II -VA 1			
		AVIC-BX500 II -VA 2V			
	B・PRO カーナビ (メインユニットタイプ)	AVIC-BZ500 II -VA 1			
		AVIC-BZ500 II -VA 2V			
	業務用カーナビゲーション	AVIC-BX500- 3-VA**			
		AVIC-BZ500- 3-VA**			
日野自動車	ドライブマスター				
富士ソフト	VADI	FSDT-01	自 TD-108		
富士通	デジタコ本体	FV5501A 1	自 TD- 9	MBC2002	
		FV5501B 1			
		FV5511A 2	自 TD-13		
		FV5511B 2		MBCD/communications	

富士通	デジタコ本体	FV5601A 1	自 TD-14	MBCD/basic
		FV5601 B 1		
		FV5602A 1	自TDII - 2	MBCD/basic II
		FV5602B 1		
		FV5512A 2	自TDII - 3	MBCD/communications II
		FV5512B 2		
		FV7100C 1	自TDII -21	DTS-C 1
		FV7100C 1M	自TDII -23	DTS-C 1M
		FV7100C 1X	自TDII -24	DTS-C 1X
		FV710C 1A	自TDII -35	DTS-C 1A
		FV710C 1MA		DTS-C 1MA
		FV710C 1XA		DTS-C 1XA
		FV710C 1W		DTS-C 1W
		TV7000A 1		自TDII - 8
		TV7000A 1G		DTS-A 1G
		FV710D 1A	自TDII -53	DTS-D 1A
		FV710D 1M		DTS-D 1M
	FV710F 1A	自TDII -78	DTS-F 1A	
	ドラレコ内蔵	FV7100C 1D	自TDII -21	DTS-C 1D
		FV7100C 1MD	自TDII -23	DTS-C 1MD
		FV7100C 1XD	自TDII -24	DTS-C 1XD
		FV710C 1DA	自TDII -35	DTS-C 1DA
		FV710C 1MDA		DTS-C 1MDA
		FV710C 1XDA		DTS-C 1XDA
		FV710C 1DW		DTS-C 1DW
		FV710D 1D	自TDII -53	DTS-D 1D
	FV710D 1MD	DTS-D 1MD		
モバイルトレーサー	F V7100B 1		DTS-B 1	
	F V7100B 1M		DTS-B 1M	
	F V7100B 1F		DTS-B 1F	
堀場製作所	デジタコ本体	HIT-802G	自 TD II -13	
		HIT-802GA		
		HIT-1100	自 TD II -17	
		HIT-1100Y		
堀場製作所	ドライブレコーダー機能付 デジタルタコグラフ	DRT-7100	自 TD II -34	※別途システム使用料又は 専用ソフト要
		DRT-7100 A		
		DRT-7100 F		※別途通信契約要
	デジタコ本体	DRT-7500	自 TD II -34	※別途システム使用料又は 専用ソフト要
		DRT-7500 A		※別途通信契約要
		DRT-7500 F		※別途通信契約要
三菱ふそう トラック・バス	エコフリート PRO	QZ064660A (QZ064680A)	自 TD II -10	
ミヤマ	ナビゲーションユニット	MHS-03DT	自 TD II -12	
メルモ	i-Tacho	I T -1000	自 TD II -40	「法定三要素解析ソフト」単独 使用、「運行管理支援システム」 併用どちらでも可
モバイルリンク	C-805M	SC800MS	自 TD II -72	
矢崎エナジー システム	デジタコ本体	DTG 3	自 TD II - 5	
		DTG 3 α	自 TD II -33	
		DTG 4	自 TD II - 9	
		YAZAC-eye 3T	自 TD II -25	
		YAZAC-eye 3TLDW		
		DTG 5	自 TD II -33	
		DTG 7	自 TD II -58	
DTG 7C	自 TD II -58			
UDトラックス	デジタコ本体	NDT-200	自 TD II -26	
ワーテックス	スマートデジタコ	XDT- 1	自 TD II -52	

※ =デジタコ・ドラレコ体型の助成対象機器

※解析ソフト、カードリーダー等の事務所用機器については対象外とする。

令和 年 月 日

EMS用機器導入促進助成金交付申請書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

申請者
住 所
事業者名
代表者

㊞

EMS用機器導入促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

切
り
取
り
線

1. 助成金申請額 円
2. 導入機数
 - ① 車載器 機
 - ② 事務所機器 機
3. 機器導入単価（除く消費税）
 - ① 車載器（含む、取付費） 円
 - ② 事務所機器（除く、インストール代） 円
4. 導入機器
 - ①機器メーカー名
 - ②機器名称・型式
5. 導入形態 購入 ・ リース ・ 割賦

添付書類

- ・ 導入する機器のメーカー名・機器名称・型式・数量・金額（単価と総額）（除く消費税）等が記載された見積書（写）

鳥ト協受付印

EMS用機器導入助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

(整理番号)

住 所
申請・請求者
代 表 者

㊞

EMS用機器導入促進助成金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり
助成金を請求します。

記

1. 助成金請求額 円

2. EMS機器の導入単価と導入機数

① 車載器 (装着日：令和 年 月 日)
導入単価 円
導入機数 機

装着車両

装着車両登録番号	装着車両登録番号	装着車両登録番号
鳥取	鳥取	鳥取
鳥取	鳥取	鳥取

② 事務所機器 (購入日：令和 年 月 日)
導入単価 円
導入機数 機

3. 導入機器

- ① 機器メーカー名
- ② 機器名称・型式

4. 導入形態 購入 ・ リース ・ 割賦

5. 振込先

銀行支店名：

預金種別：

口座番号：

ふりがな

口座名義：

添付書類

- ・ EMS用機器装着証明書(様式4)
- ・ 請求書(写) ・ EMS機器のメーカー名・機器名称・型式・数量・
金額(単価と総額、除く消費税)の記載があるもの
- ・ 領収証(写) ・ 請求書と同額なもの(リース・割賦販売導入時も
リース会社等宛のものがが必要です。)
- ・ リース契約書等(写) ・ 機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載あるもの
- ・ 割賦販売契約書(写) ・ 機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載あるもの
- ・ 装着車両の自動車検査証(写)

EMS用機器装着証明書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
取付業者名
(ディーラー等)

印

(会員事業者名)

(機器メーカー名)

切 _____ が _____ の

り (機器名称・型式) (装着年月日)

取 _____ を令和 年 月 日に下記の

り 車両に取付けたことを証明いたします。

線 記

装着車両登録番号	装着車両登録番号	装着車両登録番号
鳥取	鳥取	鳥取
鳥取	鳥取	鳥取

協会通知

令和2年度テールゲートリフター装着促進助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間 令和2年6月1日～令和2年6月30日

予算オーバーの時は、予定機数に比率（総申請数分の各申請数）を掛けて助成数を決定します。（1台未満切捨て、但し最低数は1台。）

(2) 2次受付期間 令和2年7月1日～令和2年12月25日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

***申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

鳥ト協の会員事業者が、令和2年4月1日から令和3年1月31日の間に、テールゲートリフター（トラック車両の後部に装着して使用する昇降機的一种）の**新品装置を購入（現金・割賦販売）またはリース**で装着する際の導入費用（含む取付費、除く・消費税）に対し助成を行う。

3. 対象機器

(1) 鳥ト協が指定した「別添：対象機器一覧」のもの

(2) 装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内で営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額（1台当たり）上限 100,000円

ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 予算枠鳥ト協 50万円（5台）

5. 鳥ト協の助成上限台数（1事業者）

①テールゲートリフター……………1台

6. 申請時提出書類

①テールゲートリフター装着促進助成金交付申請書（様式1）

②導入する機器のメーカー名・製品名・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載されたもの（見積書等（写））

7. 交付決定

テールゲートリフター装着促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

最終報告期限：令和3年2月26日（金）

提出書類

①テールゲートリフター装着促進助成事業実績報告書兼請求書（様式3）

②テールゲートリフター装着証明書（様式4）

③請求書（写）…導入機器のメーカー名・製品名・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの

④領収を確認できるもの（領収書等（写））

⑤リース契約書等（写）・機器のメーカー名・製品名の記載があるもの

⑥装着した車両の車検証（写）

9. 申請をされる方は、テールゲートリフター装着促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694

テールゲートリフター装着促進助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会
制定 平成 29 年 5 月 24 日

(目的)

第 1 条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、荷役作業の手荷役を解消し荷役時間を短縮することが可能となり、荷役作業の効率に効果があると思われるテールゲートリフター（トラック車両の後部に装着して使用する昇降機の一つ）の導入費用の一部を助成する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となるテールゲートリフター（以下「機器」という。）は、鳥ト協が指定した別表に掲げる機器とする。

2 機器の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

(助成対象)

第 3 条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、前条の対象の新品機器を現金もしくは割賦販売での購入（以下「購入」という。）またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）の、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

(装着対象車両)

第 4 条 機器を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第 5 条 助成金の交付額は、上限 100,000 円とする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

(助成の上限機数)

第 6 条 1 会員事業者に対する助成機数は、その都度定める。

(交付申請)

第 7 条 会員事業者は、様式 1 の「テールゲートリフター装着促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第 8 条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式 2 「テールゲートリフター装着促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第 9 条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式 3 の「テールゲートリフター装着促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式 4 の「テールゲートリフター装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第 10 条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、購入およびリースによる導入とも事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第 11 条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分制限)

第 12 条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

補助対象テールゲートリフター 一覧

令和2年2月12日現在

会社名	種類	製品名	型番(注1)	
新明和工業株式会社	アーム式	ワンボックスゲート	RAK04-2202	
		パワーゲート	RA04-****	
			RA06-****	
			RA08-****	
			RA10-****	
	RA10-*****			
	垂直式	すいちよくゲート	RE3-**	
			RE*3-**	
			RE*3-***	
			RE*3-****	
			RES5-***	
			RES5-****	
			RE6-***	
			RE6-****	
			RE6-*****	
			RE6-*****	
			RE6-*****	
			RE06-****	
			RE*06-****	
			RE*06-*****	
			RE08-****	
	RE*08-****			
	RE10-***			
	RE10-****			
	RE*10-****			
	後部格納式	マルチゲート	RAM10-****	
			RAM10-*****	
マルチゲートII		RAX10-****		
		RAX15-****		
床下格納式	かくのうゲート	RAK10-****		
		RAK10-*****		
		RAK10-*****		
	ツインゲート	RAW10-****		
株式会社北村製作所	垂直式	すいちよくゲート(スライド格納)	REK06-****	
	後部格納式	ペットリフト	SL60P*	
		オートレベルリフト	AL-06-***	
		フリーチルトリフト	AL-10-***	
	床下格納式	引き出しリフト	VF-06-***	
			VF-10-***	
		スライドフォルダーリフト	PH-06	
			PH-08	
	極東開発工業株式会社	アーム式	S400	S400-*1SRT*
			S600	S60*-**SRT*
S800			S80*-**SRT*	
S1000			S100*-**SRT2	
V300			V300-1S*T*	
垂直式		V600	V60**-*****	
		V800	V80**-*****	
		V1000	V100*-**S**2	
		V800tilt	V80*D-B3ERA2	
		G II 1000	G2100**-**MR*2	
後部格納式		G III 1000	G3100**-**MRA2	
		床下格納式	CG1000 タイプ DS	CG1001*-**3MRA2
CG1000 タイプ TS			CG1001*-**3MRA2	
CG1000 タイプ DM			CG1002*-**3MRA2	
CG1000 タイプ TM			CG1002*-**3MRA2	
CG1000 タイプ DL	CG1003*-**3MRA2			
CG1000 タイプ TL	CG1003*-**3MRA2			
株式会社トランテックス	アーム式	パワーゲート	TRA04-****	
			TRA06-****	
			TRA08-****	
			TRA10-****	
			TRA10-*****	

会社名	種類	製品名	型番 (注1)	
株式会社トランテックス	垂直式	すいちよくゲート	TRE3- **	
			TRE * 3- **	
			TRE * 3- ***	
			TRE * 3- ****	
			TRES5- ****	
			TRES5- *****	
			TRE6- ***	
			TRE6- ****	
			TRE6- *****	
			TRE6- ****	
			TRE6- *****	
			TRE6- *****	
			TRE * 06- ****	
			TRE * 06- *****	
			TRE08- ****	
			TRE * 08- ****	
			TRE10- **	
			TRE10- ***	
	TRE * 10- ****			
	後部格納式	マルチゲート	TRAM10- ****	
			TRAM10- *****	
マルチゲートII		TRAX10- ****		
床下格納式	かくのうゲート	TRAX10- *****		
		TRAX15- ****		
		TRAK10- ****		
	ツインゲート	TRAK10- *****		
		TRAK10- *****		
すいちよくゲート(スライド格納)	TREK06- ****			
日本リフト株式会社	アーム式	リフトゲート	JLB-1	
			JLB-2	
			JLB-3	
			JL-1	
			JL-2	
			JL-3	
			JL-4	
			JL-5	
			GL-3	
			JLC	
			内装式リフト	CL-1
				CL-3
				CL-4
				CLO-3
	CLT-3			
	CL-5			
	CL-6			
	垂直式	垂直・リフトゲート	SLW-2	
			SLW-2.5	
			SLW-3	
			SLW-4	
			SLW-5	
			SLW-6	
			SLW-7	
			SLW-8	
	後部格納式	テナーリフト Nシリーズ	NNA	
			NNB	
			NNC	
		リフトマン	LC	
LD				
LE				
LAB				
LAC				
LAD				
日本トレクス株式会社	後部格納式	TG II 1000 *	G2100 ** - ** MR * 2	
		TG II 1000 *	G3100 ** - ** MRA2	

会社名	種類	製品名	型番 (注1)		
日本トレクス株式会社	床下格納式	TCG1000DL	CG1003 * -B3 * RA2		
		TCG1000DM	CG1002 * - * 3 * RA2		
		TCG1000TM	CG1002 * - * 3 * RA2		
		TCG1000TL	CG1003 * -B3 * RA2		
		TCG1000TS *	CG1001 * - * 3 * RA2		
		T CG1000DS *	CG1001 * -B3 * RA2		
日本フルハーフ株式会社	後部格納式	フルゲートマスターⅢ (TLH型)	KB3A		
			JB3A		
			HB3A		
			GB3A		
			KB3H		
			JB3H		
			HB3H		
			GB3H		
			フルゲートマスター (TLC型)	AB1A	
		CB1A			
		DB1A			
		EB1A			
		AB2A			
		CB2A			
		DB2A			
		EB2A			
		AB3A			
		CB3A			
	DB3A				
	EB3A				
	AB1H				
	CB1H				
	DB1H				
	EB1H				
	AB2H				
	CB2H				
	DB2H				
	EB2H				
	AB3H				
	CB3H				
	DB3H				
	EB3H				
	床下格納式	フルゲートフォルダー (TLU型)	TLU-10AC		
			TLU-10BC		
			TLU-10CC		
			TLU-10SC		
TLU-10MC					
TLU-10LC					
TLU-10RC					
TLU-10DC					
TLU-10EC					
TLU-10AB					
TLU-10BB					
TLU-10CB					
TLU-10SB					
TLU-10MB					
TLU-10LB					
TLU-10RB					
株式会社パブコ			垂直式	すいちよくりフト	PRE3- **
					PRE * 3- **
	PRE * 3- ***				
	PRE * 3- ****				
	PRES5- ***				
	PRES5- ****				
			PRE6- ***		

会社名	種類	製品名	型番 (注1)		
株式会社パブコ	垂直式	すいちよくリフト	PRE6-****		
			PRE6-*****		
			PRE6-*****		
			PRE6-*****		
			PRE06-****		
			PRE*06-****		
			PRE*06-*****		
			PRE08-****		
			PRE*08-****		
			PRE10-***		
			PRE10-****		
			PVRE*10-****		
			後部格納式	コンビリフト	PRAM10-****
PRAM10-*****					
床下格納式	かくのうリフト	PRAK10-****			
		PRAK10-*****			
		PRAK10-*****			
		すいちよくリフト	PREK06-****		
カーゴテック・ジャパン株式会社	後部格納式	ゼプロ 跳ね上げ式 テールリフト	Z100-*****		
			Z15-*****		
			Z1500-*****		
			Z2000-*****		
			Z250-*****		
			Z2500-*****		
			Z3000-*****		
	床下格納式	ゼプロ 床下格納式 テールリフト	SZHS100-****		
			ZSS150-*****		
			ZSS250-*****		
ケーター自動車工業株式会社	垂直式	バーチカルゲート	SVG4000R		
			VG834TXK		
			VG634TXK		
			VG1034		
トヨタ車体株式会社	垂直式	トヨタ【ダイナ・トヨエース】 TECS アルミバンS	XZC605-VTAD **		
			XZU605-VTAD **		
			XZC675-VTAD **		
			XZU675-VTAD **		
			XZU645-VTAD **		
			XZU655-VTAD **		
			XZU710-VTAD **		
			XKU710-VTAD **		
			XZU712-VTAD **		
			XZU720-VTAD **		
			XZU722-VTAD **		
			トヨタ【ダイナ・トヨエース】 TECS スライドリフトスマーティ	XZU605-VTAG **	
		XZU655-VTAG **			
		XZU710-VTAG **			
		XZU712-VTAG **			
		トヨタ【ダイナ・トヨエース】 TECS パレット車	XZU605-VTAI **		
			XZU655-VTAI **		
			XZU710-VTAI **		
		トヨタ【ダイナ・トヨエース】 TECS 中温冷凍車	XZU712-VTAI **		
			XZC605-VTB ***		
			XZU605-VTB ***		
			XZU675-VTB ***		
			XZU655-VTB ***		
			XZU695-VTB ***		
		トヨタ【ダイナ・トヨエース】 TECS パワーリフト車	XZU710-VTB ***		
			XZU712-VTB ***		
			XZC605-VTC ***		
			XZU605-VTC ***		
					XZU710-VTC ***
					XZU712-VTC ***

会社名	種類	製品名	型番（注1）
トヨタ車体株式会社	垂直式	トヨタ【ダイナ・トヨエース】 TECS 五方開錠キー付リフト車	BZU600-VTCG MH
		日野【デュトロ】 LOBOX アルミバンS	XKU710-T **** 3M-7B
			XZC605-T **** 3M-7B
			XZU605-T **** 3M-7B
			XZU645-T **** 3M-7B
			XZU655-T **** 3M-7B
			XZC675-T **** 3M-7B
			XZU675-T **** 3M-7B
			XZU695-T **** 3M-7B
			XZU710-T **** 3M-7B
			XZU712-T **** 3M-7B
			XZU720-T **** 3M-7B
			XZU722-T **** 3M-7B
			日野【デュトロ】 LOBOX スライドリフトスマーティ
		XZU655-T **** 3M-G1	
		XZU710-T **** 3M-G1	
		日野【デュトロ】 LOBOX パレット車	XZU712-T **** 3M-G1
			XZU605-T **** 3M-D1
			XZU655-T **** 3M-D1
		日野【デュトロ】 LOBOX 中温冷凍車	XZU710-T **** 3M-D1
			XZU712-T **** 3M-D1
			XZC605-T **** 3M-M5
			XZU605-T **** 3M-M5
		日野【デュトロ】 LOBOX 中温冷凍車 (スタンバイユニット付)	XZU655-T **** 3M-M5
			XZU675-T **** 3M-M5
			XZU695-T **** 3M-M5
			XZC605-T **** 3M-M7
		日野【デュトロ】 LOBOX 保冷車	XZU605-T **** 3M-M7
			XZU710-T **** 3M-M7
			XZC605-T **** 3M-N2
			XZU605-T **** 3M-N2
			XZU655-T **** 3M-N2
		日野【デュトロ】 LOBOX パワーリフト車	XZU675-T **** 3M-N2
			XZU695-T **** 3M-N2
			XZU710-T **** 3M-N2
			XZC605-T **** M-G4
		日野【デュトロ】 LOBOX パワーリフト車	XZU605-T **** M-G4
			XZU710-T **** M-G4
			XZU712-T **** M-G4
			BZU600-TMQPM-G5
		トヨタ【ダイナ・トヨエース】 TECS パワーリフト車	KDY221-VTC ***
			TRY220-VTC ***
			KDY231-VTC ***
			TRY230-VTC ***
			KDY271-VTC ***
		トヨタ【ライトエース・タウエース】 TECS パワーリフト車	KDY281-VTC ***
			S402U-V ****
トヨタ 【ハイエースバン・レジアスエースバン】 TECS リフト付バン	S412U-V ****		
	GDH201V-VTA ***		
	TRH200V-VTA ***		
	GDH201V-VTA ***		
	GDH206V-VTA ***		
	GDH201K-VTA ***		
	TRH200K-VTA ***		
GDH206K-VTA ***			
パワーリフトキット	XZU **** - ****		
	BZU **** - ****		
	KDY **** - ****		
	TRY **** - ****		
	(注) ボディー NO により型番の確認を行うものとする。		

会社名	種類	製品名	型番 (注1)
和光工業株式会社	アーム式	荷役省力車用リフト	SKY ** - *****
			SKY ** - *****
			SKY ** - *****
			SKY ** - *****
			SKY ** - ***** - **
			SKY ** - ***** - **
			SKY ** - ***** - **
			SKY ** - ***** - **
			SKY ** - ***** - **
			SKY ** - ***** - **
			SKY ** - ***** - **
			SKY ** - ***** - **
			SKY ** - ***** - **
			SKY ** - ***** - ** - **
			SKY ** - ***** - ** - **
SKY ** - ***** - ** - **			
SKY ** - ***** - ** - **			

(注1) 型番の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2) 一覧に掲載の無い機器については、機器メーカーに機器公募申請の有無について確認してください。

令和 年 月 日

テールゲートリフター装着促進助成金交付申請書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

申請者
住所
事業者名
代表者 ㊟

テールゲートリフター装着促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

切
り
取
り
線

記

1. 助成金申請額 円

2. テールゲートリフターの導入単価と導入数
 - ① 導入単価 (除く消費税) 円
 - ② 導入台数 台

3. 導入機器
 - ① 機器メーカー名
 - ② 機器の種類 垂直式・アーム式・後部格納式・床下格納式
 - ③ 製品名・型式

4. 導入形態 購入 ・ リース ・ 割賦

添付書類

- ① 導入する機器 (メーカー名・製品名・数量・金額 (単価と総額) (除く消費税) 等が記載された見積書 (写))

鳥ト協受付印

様式 3

テールゲートリフター装着促進助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
申請・請求者
代 表 者

㊞

テールゲートリフター装着促進助成金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり
助成金を請求します。

記

1. 助成金請求額 円
2. テールゲートリフター装着台数 (装着日: 令和 年 月 日)
- 台

装着車両

装着車両登録番号
鳥取

3. 導入機器
- ① 機器メーカー名
 - ② 機器の種類 垂直式・アーム式・後部格納式・床下格納式
 - ③ 製品名・型式

4. 導入形態 購入 ・ リース ・ 割賦

5. 振込先

銀行支店名:

預金種別:

口座番号:

ふりがな

口座名義:

添付書類

テールゲートリフター装着証明書(様式4)

請求書(写) …導入機器のメーカー名・製品名・数量・金額(単価と総額、
除く消費税)の記載があるもの

領収を確認できるもの(領収書等(写))

リース契約書等(写) ・機器のメーカー名・製品名の記載があるもの
装着した車両の車検証(写)

様式 4

テールゲートリフター装着証明書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
取付業者名
(ディーラー等)

㊞

(会員事業者名)

(機器メーカー名)

切 _____ が _____ の

り

(装着機器の種類に○印)

(製品名・型式)

取

垂直式・アーム式・後部格納式・床下格納式 _____ を

り

線

(装着日)

令和 年 月 日 下記の車両に取付けたことを証明いたします。

記

装着車両登録番号
鳥取
鳥取

協会通知

全ト協の令和2年度「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業」のご案内

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

本助成事業の実施期間は、令和2年4月1日～令和3年2月26日までとする。

※なお、上記期間内であっても、鳥取県トラック協会への交付限度額に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

2. 助成対象者

事業用トラック（車両総重量 3.5 トン以上、8 トン未満に限る。）に衝突被害軽減ブレーキ装置を、買取り（一括・割賦）、リースで新たに搭載した装置について導入した鳥取県トラック協会の会員事業者（中小企業者※）に対し助成する。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

3. 対象装置

車両総重量 3.5 トン以上、8 トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置であり、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

4. 助成額・予算枠

- (1) 全ト協助成額 衝突被害軽減ブレーキ装置の取得価格の1/2
1車両あたり上限5万円

※国の補助金との併用は妨げない。

- (2) 鳥取県交付限度額 1,600 千円 32 台

5. 申請時提出書類

- (1) 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書（様式1）
(2) 搭載する装置メーカー名・機器名称・数量・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

6. 交付決定

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

7. 実績報告書

- (1) 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書（様式3）
(2) 衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書（様式4）
(3) 事業報告書（直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）（写）
(4) 搭載自動車検査証（写）
(5) 請求書（写）（機器の名称・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの）
(6) 領収を確認できるもの（領収書等（写））（リース・割賦販売の場合も販売会社が発行したリース会社等宛のものが必要です。）
(7) リース契約書・割賦販売契約書（写）（機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載のあるもの）

8. 申請をされる方は、衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページ掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 南條 TEL 0857-22-2694

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

平成 29 年 3 月 23 日 制 定
平成 30 年 3 月 14 日 最終改正
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置（車両総重量 3.5 トン以上、8 トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置）（以下「装置」という。）の導入助成事業を実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第 2 条 助成対象とする装置は、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

(助成額)

第 3 条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に装置を搭載した車両を新たに導入した場合、別に定める額を交付する。
2 地方ト協への交付限度額は別に定める。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 地方ト協は、事業者の装置導入事業が完了したときは、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

(助成金交付)

第 5 条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、地方ト協に対して、助成金を交付する。
2 地方ト協は全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第 6 条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分制限)

第 7 条 事業者は、交付対象となった装置を装着の日から起算して 4 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。
2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成 29 年 3 月 23 日)

第 1 条 本要綱は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

(附則) (平成 30 年 3 月 14 日)

第 1 条 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

令和 年 月 日

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

申請者
住 所
事業者名
代表者

㊞

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金の交付を申請いたします。

切 記

- り
- 取
- り
- 線
1. 助成金申請額 円 (全ト協助成金)
 2. 搭載台数 台
 3. 機器搭載単価 (含む装着費・除く消費税) 円
 4. 搭載機器
 - ①機器メーカー名
 - ②機器名称
 5. 搭載形態 購入 ・ 割賦 ・ リース

添付書類

※搭載する機器のメーカー名・機器名称・数量・金額 (単価と総額)
(含む装着費・除く消費税) 等が記載された見積書 (写)

鳥ト協受付印

様式 3

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金実績報告書
(助成金交付請求書)

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
申請・請求者
代 表 者 ㊟

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、下記のとおり
助成金を請求します。

記

1. 助成金請求額 円 (全ト協助成金)

2. 搭載台数 台

搭載車両

搭載車両登録番号	搭載車両登録番号	搭載車両登録番号
鳥取	鳥取	鳥取

3. 搭載機器

① 機器メーカー名

② 機器名称

4. 搭載形態 購入 ・ 割賦 ・ リース

5. 振込先

銀行支店名：

預金種別：

口座番号：

口座名義：

添付書類

※ 衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書(様式4)

※ 事業報告書(直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ(写))

※ 搭載自動車検査証(写)

※ 請求書(写)・・・機器名称・数量・金額(単価と総額、除く消費税)が記載されたもの

※ 領収を確認できるもの(領収書等(写))(リース・割賦販売の場合も販売会社が
発行したリース会社等宛のものがが必要です)

※ リース契約書・割賦販売契約書(写)(機器メーカー名・機器名称・型式・数量の
記載のあるもの)

(様式4)

令和 年 月 日

衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書

自動車製作者もしくは自動車販売会社等の

名称または会社名 _____ 印

住所 _____

以下の自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に規定された衝突被害軽減ブレーキの技術基準に適合した装置を備えていることを証明する。

登録番号	
車台番号	
装置名	
搭載年月日	
備考	

切り取り線

協会通知

全ト協の令和2年度「血圧計導入促進助成事業」のご案内

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 申請受付期間

本助成事業の実施期間は、令和2年4月1日～令和3年2月26日までとする。

※なお、上記期間内であっても、鳥取県トラック協会への交付限度額に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

3. 助成対象者

全ト協が認めた機器（血圧計）を、買取り（一括・割賦）にて新たに設置した鳥取県トラック協会の会員事業者（中小企業者※）に対し助成する。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 対象装置

助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

5. 助成額・予算枠

(1) 全ト協助成額 血圧計の取得価格の1/2・上限5万円

1事業所あたり1台まで

※国等から補助金が交付された場合は、全ト協の助成金を交付しない。

(2) 鳥取県交付限度額 1,220千円 24台

6. 実績報告及び助成金の請求

(1) 血圧計導入促進助成事業実績報告書

(2) 請求書（写）（機器のメーカー名・機器名・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの）

(3) 領収を確認できるもの（領収書等（写））（割賦販売の場合も販売会社が発行したものが必要です。）

(4) 事業報告書の写し（中小企業者であることが確認できる書類（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページの写し））

7. 申請をされる方は、血圧計導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページ掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 南條 TEL0857-22-2694

血圧計導入促進助成対象機器一覧

令和2年4月1日現在

メーカー名(50音順)	機器名称	型式	
(株) エー・アンド・デイ	全自動血圧計診之助 Slim	TM2657P-JC	
		TM2657VP-JC	
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計健太郎	HBP-9020-JP	
		HBP-9021-JP	
		HBP-9020	※2019年4月より追加
		HBP-9021	※2019年4月より追加
		HBP-9030	※2019年4月より追加
		HBP-9031C	※2019年4月より追加
		HBP-9035	※2019年4月より追加
		HBP-9036C	※2019年4月より追加
キャノンマーケティングジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II	
(株) スズケン	全自動血圧計	AC 05P	
(株) タニタ	全自動血圧計	BP-900	

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年3月14日 制 定
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに機器を導入した場合、別に定める額を交付する。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

2 地方ト協への交付限度額は別に定める。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 地方ト協は、事業者の血圧計導入事業が完了したときは、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

(助成金交付)

第5条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第7条 事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

血圧計導入促進助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
申請・請求者
代 表 者

㊞

血圧計導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、下記のとおり助成金を
請求します。

記

- 切
り
取
り
線
1. 助成金請求額 円
 2. 購入年月 令和 年 月 日
 3. 導入機器
 - ① 機器メーカー名
 - ② 機器名
 - ③ 購入台数 台
 4. 導入形態 購入 ・ 割賦
 5. 振込先
 - 銀行支店名：
 - 預金種別：
 - 口座番号：
 - ふりがな
 - 口座名義：

添付書類

- 請求書(写) …導入機器のメーカー名・機器名・数量・金額(単価と総額、
除く消費税)の記載があるもの
領収を確認できるもの(領収書等(写))
事業報告書の写し…(中小企業者であることが確認できる書類(事業報告書の
直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページの写し))

協会通知

令和2年度 「グリーン経営認証取得」 助成金受付開始

一般社団法人鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間（登録予定者は、事前に提出してください。）

(1) 1次受付期間 令和2年6月1日～令和2年7月15日

予算枠をオーバーした時は、1事業者1助成とし、先ず新規登録予定者を優先し、次にアンケート提出者を優先し、次に着順で決定します。

(2) 2次受付期間 令和2年7月15日～令和2年12月25日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）
予算オーバーした時は、申込受付を終了します。

2. 対象事業者

鳥ト協の会員事業者で、令和2年4月1日から令和3年2月26日の間に、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証取得（認証・登録または更新）をする事業者。

3. 助成対象

（公財）交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証取得（認証・登録または更新）に要した費用の一部を助成する。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額

（公財）交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証取得に要した費用のうち認証・登録は60,000円、更新は30,000円とする。

ただし、複数事業所をまとめて申請された場合は、1申請とする。

(2) 予算枠鳥ト協300千円

5. 申請時提出書類

(1) グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書（様式1）

6. 交付決定日

グリーン経営認証制度促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

7. 助成金請求

(1) 提出書類

①グリーン経営認証制度促進助成金交付請求書（様式3）

②請求書（写）…モビリティ財団発行の認証登録又は更新に係るもの

③領収を確認できるもの（領収書等（写））…モビリティ財団発行の認証登録又は更新に係るもの

④グリーン経営認証登録証（写）

(2) 請求期限 令和3年2月26日（金）

8. 申請をされる方は、グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会

改正 平成 29 年 5 月 24 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が、鳥取県内の事業所をグリーン経営認証制度に対し認証・登録をするか、または更新した場合（以下両方を「グリーン経営認証取得」という。）、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱におけるグリーン経営認証制度とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下「交通エコモ財団」という。）が認証機関となりグリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組みを行なっている事業者に対して、審査の上、認証・登録を行なうことをいう。

(助成対象)

第 3 条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、会員事業者が鳥取県内の事業所をグリーン経営認証取得（認証・登録または更新）した際の交通エコモ財団に支払う費用（除く消費税）に対して助成する。

(助成金の交付額)

第 4 条 助成金の交付額は、グリーン経営認証取得に要した費用のうち、認証・登録は 60,000 円、更新は 30,000 円とする。

(交付申請)

第 5 条 会員事業者は、様式 1 の「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は受付を終了するものとする。

(交付決定)

第 6 条 鳥ト協は前条の申請が適正であり、交付を適当と認めたときは、様式 2 の「グリーン経営認証制度促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付けることができる。

(実績報告・助成金請求)

第 7 条 会員事業者は、グリーン経営認証取得を完了したときは、様式 3 の「グリーン経営認証取得事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）を別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第 8 条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、会員事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第 9 条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2. 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他の必要事項)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する他の必要事項は、鳥ト協が別にこれを定める。

付則

本要綱は平成 20 年 9 月 1 日より施行する。

平成 25 年 7 月 2 日 一部改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）

第 1 条、第 2 条、第 3 条第 1 項、第 3 条第 1 項第 1 号・第 2 号、第 5 条第 1 項・第 2 項、第 6 条第 1 項・第 2 項、第 7 条第 1 項・第 2 項、第 8 条、第 9 条

平成 27 年 5 月 22 日 一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）

第 4 条

平成 29 年 5 月 24 日 一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）

第 9 条、第 10 条

令和 年 月 日

グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

申請者

住 所
事業所名
代表者名

印

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり申請します。

助成金申請額 _____ 円

(1) 登録予定事業所

住 所

事業所名

(2) 登録予定日

鳥ト協受付印

令和 年 月 日

グリーン経営認証取得事業実績報告書 (助成金交付請求書)

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

(整理番号)
申請者
住 所
事業所名
代表者名

⑩

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱第7条に基づき、助成金の
支払について、下記のとおり請求します。

助成金請求額 _____ 円

登録明細
登録番号
登録事業所名及び住所

振込先銀行口座

銀行・支店名

預金種別 当座預金 ・ 普通預金

口座番号

ふりがな
口座名義

※ 請求期限 令和3年2月26日まで

※ 添付書類

- ① 請求書(写)・・・モビリティ財団発行の認証登録又は更新に係るもの
- ② 領収を確認できるもの(領収書等(写)・・・モビリティ財団発行の認証登録
又は更新に係るもの)
- ③ グリーン経営認証登録証(写)

協会通知

全ト協の令和2年度「自家用燃料供給施設整備支援助成事業」の受付が開始されます

(一社)鳥取県トラック協会

1. 主な助成要件

指定数量(1,000リットル)以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替を行い、令和2年4月1日～令和3年2月28日までに市町村(各市町村地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了(支払い完了には、割賦販売契約により導入した場合を含む。)するもの。

なお、次に掲げた事業については、本助成事業の対象外とする。

- (1) 軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- (2) 転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設
- (3) 既存の軽油専用タンクの修復
- (4) 中古品又はリースによる軽油専用タンクの新設
- (5) (新設の場合) 貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合
- (6) (増設の場合) 軽油の貯蔵量が増加しない場合

2. 助成対象者

・会員事業者並びに協同組合・連合会

※会員事業者、協同組合・連合会による交付申請は年度内1施設限りとする。

※過去に全ト協から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会については、助成対象外とする。

3. 助成金額

軽油供給施設の新設 100万円

軽油専用タンクの増設 30万円

※ただし、公募期間内に申請が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

4. 助成金予算 1億円

5. 公募期間

令和2年8月3日(月)～令和2年11月2日(月)・・・鳥ト協必着

※ただし、公募期間内に助成金交付が予算総額に達しない場合は、別途公募期間を設ける場合がある。

6. 申請受付方法 以下の公募期間を設けて申請受付。

書類審査後、事業者、協同組合・連合会に対して交付決定を行う。

7. 申請手続き

公募期間内に、助成金申請書に必要書類を添えて提出

設備完成後に、実績報告書に必要書類を添えて、報告期日までに提出。

8. 申請先

トラック協会会員事業者は、各都道府県トラック協会に提出。

トラック運送事業協同組合並びにトラック運送事業協同組合連合会は、全日本トラック協会に提出。

9. その他

本事業の助成対象となった会員事業者および組合・連合会は、本助成要綱ならびに「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」に基づき、緊急時において全ト協等の要請に応じて燃料を優先的に供給する旨の誓約書を提出しなければならない。

詳細は、鳥ト協HP→会員向け情報→助成制度→自家用燃料供給施設整備助成及び全ト協HP→会員の皆様へ→助成制度→自家用燃料供給施設整備支援助成

舗装補修工事等のため

E2 おか やま インターチェンジ じょうげ せん

山陽自動車道

岡山IC上下線 (大阪方面) (広島方面)

出口夜間閉鎖

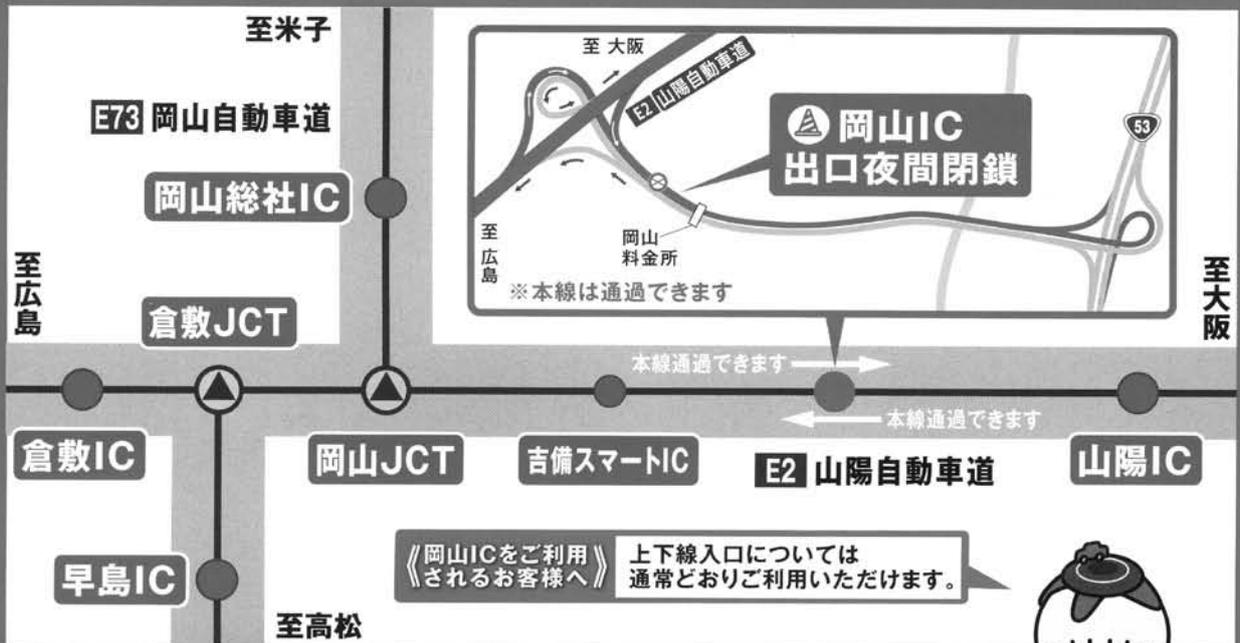
令和2年 5月25日(月)夜 ▶ 6月3日(水)朝 (7夜間)

各日21:00～翌朝6:00
(土・日の夜間を除く)

荒天時順延

※予備日は 令和2年6月3日(水)夜 ▶ 6月6日(土)朝
各日21:00～翌朝6:00(3夜間)

月	火	水	木	金	土	日
5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31
閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖		
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7
閉鎖	閉鎖	予備日	予備日	予備日		



ご不便をおかけしますがご理解、ご協力をお願いいたします。
閉鎖期間中の詳しい迂回路は裏面をご覧ください。



NEXCO西日本
中核支社
マスコットキャラクター
ウェイウェイ

工事のお問い合わせは 岡山高速道路事務所 TEL:086-256-2711 受付時間 平日9:00～17:00 ※閉鎖当日は工事終了時まで受付

24時間全国の高速道路
情報提供「アイハイウェイ」

Highway
<https://ihighway.jp>



工事規制情報等
専用WEBサイト

ウェイウェイナビ
<https://www.w-nexco.co.jp/refresh/>



協会通知

令和2年度「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査助成制度のご案内

一般社団法人鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

- (1) 受付期間 令和2年4月1日～令和2年12月25日
予算をオーバーした場合には受付を締め切らせて頂きます。

2. 申請資格

- (1) 鳥取県トラック協会の会員事業者が、次に定める指定検査・医療機関に自社の運転者のスクリーニング検査をさせた時、受診料を一部助成する。

(指定検査・医療機関)

- NPO 法人睡眠健康研究所
- NPO 法人ヘルスケアネットワーク
- 一般社団法人運輸・交通 SAS 対策支援センター

3. 対象検査

- (1) 助成対象となる検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とする。

- ① 第一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
- ② 第二次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法による簡易スクリーニング検査）

4. 助成金額・予算枠

- (1) 第一次検査費用の半額（上限 500 円／人）
- (2) 第二次検査費用の半額（上限 2,000 円／人）
- (3) 第一次検査及び第二次検査を同時に実施している場合は合計費用の半額（上限 2,500 円／人）
- (4) 予算 820,000 円

5. 申請時提出書類

- ① スクリーニング検査事前申込書（様式 1-1）
※ 事前申込書を提出した事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関 に予約し、予約した日より原則 1 ヶ月以内に検査を受けるものとする。

6. 実績報告期限令和3年1月29日（金）

提出書類

- ① スクリーニング検査助成金実績報告書（様式 1-3）
- ② 検査費用明細書（写）・・・指定検査・医療機関発行のもの
- ③ 領収書（写）・・・請求書と同額なもの

7. 検査の結果報告提出書類

- ① スクリーニング検査結果状況等の報告（1-5）
※ 支払い請求の後、一か月を目途に、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、検査結果報告により報告するものとする

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 南條 TEL0857-22-2694

※鳥取県トラック協会に無料で簡易スクリーニング機器の貸し出しをしております。
貸出をご希望される方は上記お問い合わせ先までご連絡ください。

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査助成制度交付要綱

平成 17 年 5 月 1 日 制 定
平成 30 年 3 月 14 日 最終改正
公益社団法人 全日本トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）患者の早期発見と適切な治療及びSAS治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理等を通じて健康起因事故防止及び労働災害事故防止に寄与することを目的とし、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が、各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて行うSASスクリーニング検査の受診助成金交付事業について必要な事項を定める。

(資格・要件)

第2条 全ト協は地方協会会員事業者（以下「事業者」という。）が、第3条に定める指定検査・医療機関に自社の運転者のSASスクリーニング検査を受診させた時に助成する。

(指定検査・医療機関)

第3条 SASスクリーニング検査を実施する検査・医療機関は別に定める「トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査を行う検査・医療機関の指定に関する規程」に基づき指定する。

(助成対象の検査)

第4条 助成対象となる検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とする。

- (1) 第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
- (2) 第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）

(助成額)

第5条 検査の助成金額は、次に掲げる各号とする。

- (1) 第1次検査費用の半額（上限 500円/人）
 - (2) 第2次検査費用の半額（上限 2,000円/人）
 - (3) 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は合計費用の半額（上限 2,500円/人）
- 2 地方ト協への交付限度額は、別に定める。

(申請受付等)

第6条 申請受付は、原則として、4月1日から12月末日までとする。

- 2 地方ト協は、別に定める地方ト協ごとの交付限度額を超えて申請することはできない。

(助成適否の事前確認)

第7条 事業者は、助成適用の適否について、事前に地方ト協の確認を受けなければならない。

(検査の予約と申込み)

第8条 前条の確認を受けた事業者は、「スクリーニング検査事前申込書【様式1-1】（以下「事前申込書」という。）」を、所属する地方ト協会長に提出するものとする。

- 2 事前申込書を提出した事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第9条 事業者及びスクリーニング検査申込者（以下「申込者」という。）は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1-2】（以下「申込書兼委任状」という。）に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを事業者が保管するものとする。

- 2 事業者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付するものとする。
- 3 申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう充分注意しなければならない。

(助成金の支払請求)

第10条 事業者は、検査終了後「スクリーニング検査実績報告書【様式1-3】（以下「実績報告書」という。）」と指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを添付し、地方ト協に提出するものとする。

- 2 地方ト協は、事業者から提出された実績報告書を「スクリーニング検査助成金請求書【様式1-4】」に1ヶ月ごとにとりまとめ、全ト協に対して助成金の支払いを請求するものとする。

(助成金の交付)

第11条 前条により請求を受けた全ト協は、原則として、請求日の翌月末日までに地方ト協会長に対して助成金を交付するものとする。

(助成金の支給)

第12条 前条により交付を受けた地方ト協は、事業者に対して速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第13条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(検査の結果報告)

第14条 事業者は、第10条に規定する助成金の支払請求の後、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、「スクリーニング検査結果状況等の報告【様式1-5】（以下「検査結果報告」という。）」により全ト協に報告するものとする。

(指定検査・医療機関の結果報告)

第15条 指定検査・医療機関は、次の各号について「検査の実績と受診者の判定比率【様式1-6】」により、毎年度6月30日までに全ト協に報告するものとする。

- (1) 年間の検査の実績人数及び検査結果の判定人数と比率
- (2) 要精密検査と判定された後の治療状況等の報告

(その他)

第16条 本要綱に記載の無い事項については、全ト協と地方ト協が協議し対処する。

(附則)

- 1 本要綱は、平成17年7月1日より実施する。

(附則)

- 1 本要綱は、平成20年4月1日より改定実施する。

(附則)

- 1 本要綱は、平成24年4月1日より改定実施する。

(附則)

- 1 本要綱は、平成25年4月1日より改定実施する。

(附則)

- 1 本要綱は、平成26年4月1日より改定実施する。

(附則)

- 1 本要綱は、平成27年4月1日より改定実施する。

(附則)

- 1 本要綱は、平成28年4月1日より改定実施する。

(附則)

- 1 本要綱は、平成29年4月1日より改定実施する。

(附則)

- 1 本要綱は、平成30年4月1日より改定実施する。

【様式 1-1】

(会員事業者 → 都道府県トラック協会)

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査事前申込書

令和 年 月 日

_____トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査を申し込みます。

事業者名	
代表者名	印
住所	〒 _____
電話 / FAX番号	
連絡責任者名	
連絡先電話番号	

検査を申込みされる検査・医療機関名の右側に、申込みされる人数をご記入ください。

全 ト 協 指 定 機 関	<u>NPO 法人 睡眠健康研究所</u>	人
	<u>NPO 法人 ヘルスケアネットワーク</u>	人
	<u>一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター</u>	人

申込検査・医療機関が、「全ト協指定検査・医療機関」以外の場合は、下記にご記入ください。

地 方 協 会 指 定 機 関	検査・医療機関名	

	代表者名	

	住所	
〒 _____		

電話番号 _____ 担当者名 _____		人

※ 受診者数に変更が生じた場合は、必ず都道府県トラック協会までご連絡下さい。
特に増員については、受診前に連絡がない場合は助成が受けられなくなる場合もございます。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査実績報告書

令和 年 月 日

_____トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成金の交付を申請いたします。

助成金交付申請金額 _____ 円

切
り
取
り
線

<p>受診した検査・医療機関</p> <p>いずれかを○で囲んでください。 地方協会 指定検査・医療機関 で受診の場合 検査・医療機関を ご記入ください。</p>	<p>1. NPO 法人睡眠健康研究所 2. NPO 法人ヘルスケアネットワーク 3. 一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター 4. 地方協会指定 検査・医療機関</p> <p>検査・医療機関名 _____</p> <p>代表者名 _____</p> <p>住所 〒 _____</p> <p>電話番号 _____ 担当者名 _____</p>		
	<p>事業者名 _____</p>		
	<p>代表者名 _____ 印</p>		
	<p>住所 〒 _____</p>		
<p>電話番号 _____</p>			
<p>一次検査受診者数 _____ 人</p>	<p>二次検査受診者数 _____ 人</p>		
<p>事前申込書【様式 1-1】でご記入いただいた申込み人数 _____ 人</p>			
<p>事前申込書【様式 1-1】に対する受診状況についていずれかを○で囲んでください。</p> <p>1. 申請通りに全員受診済み</p> <p>2. 一部未受診者あり (①これから受診する _____ 人 ②受診は中止する _____ 人)</p> <p>※ 未受診の方は早急に検査を受けてください。また、事前申込書の検査受診人数を超過することはできません。</p>			
<p>振込先 金融機関</p>	<p>金融機関名</p>	<p>銀行 _____ 支店 _____</p>	
	<p>口座名義</p>		
	<p>口座番号</p>	<p>1. 普通 2. 当座</p>	

※ 検査・医療機関の検査明細書の写し及び領収書の写しを添付してください。

全日本トラック協会 交通・環境部 宛
 FAX 03-3354-1019
 メールアドレス sas-josei@jta.or.jp

令和 年 月 日

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

平成30年度スクリーニング検査結果状況等の報告

この報告及びアンケートは、スクリーニング検査終了後、全日本トラック協会にFAXでご提出ください。なお、今回の検査でSASと確定診断を受けた方がいる場合、その後の治療状況を確認し、下記◆の表に記入してからFAXまたはメールして下さい。
 また、報告が無い場合は、次年度以降検査助成を受けられない場合があることを、あらかじめご了承ください。

所属協会	トラック協会		
事業者名			
住所	〒	-	
電話番号		記入者名	

【1. SASスクリーニング検査結果報告】

① 『スクリーニング検査を受診した』人数	人
② 上記①の結果、『要精密検査と判定された方』の人数	人
③ 上記②のうち、『医療機関を受診した』人数	人
④ 上記③のうち、『SASと確定診断を受けた方』の人数	※ 人

◆上記④でSASと確定診断を受けた方の治療状況を下の表にご記入下さい。

上記④※の人数の内訳	治療内 程度	CPAP 治療中	耳鼻科 治療中	歯科 治療中	生活 指導	その他	未治療	人数計	治療後 改善
	重症	人	人	人	人	人	人	人	
中程度	人	人	人	人	人	人	人	人	→ 人
軽度	人	人	人	人	人	人	人	人	→ 人
他の疾患	人	人	人	人	人	人	人	人	→ 人
合計								人	

医療機関からの診断結果をもとに、SASと確定診断を受けた方の現在の治療・改善状況についてご記入ください。□ が必ず一致する人数になるようご記入下さい。

協会通知

「一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃」の告示について

(一社) 鳥取県トラック協会

標記関係については、一昨年末の「改正貨物自動車運送事業法」により設けられ、本年2月26日に国交省が運輸審議会に答申を行い、以後、同審議会での協議を経て、令和5年度末までの時限措置として、4月24日に告示がされました。

本件に関する資料の詳細は、下記をご参考にしてください。

- ① 国交省プレス資料(4月24日付け)～国交省HP
URL <http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001341908.pdf>
- ② 本件関係の国交省通達及び官報～全ト協HP
※ 新型コロナウイルス関連情報欄の4月24日付けに掲載済(①の資料も掲載されています)。
URL <http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/mlit20200424.html>

なお、本件については、4月28日付けで全ト協から、今後の取り組みについての文書も来ております。概要は下記のとおりです。

- ◎ 標準的な運賃の告示及び通達に係る解説書の作成・配布
- ◎ 会員事業者向け説明会の開催
- ◎ 荷主向け業界紙への広告掲載
- ◎ 会員事業者が取引する荷主へのパンフレット等の作成・配布

※ 前記説明会等は、現下の「新型コロナウイルス」の感染状況等を踏まえ、実施時期を検討されます。

協会通知

適性診断、運転記録証明の経費助成の対象基準について

(一社) 鳥取県トラック協会

鳥ト協が行なう交通安全対象事業のうち、下記事業は予算の制約もあり、基準を設けておりますのでご注意ください。

記

(1) 対象事業

- ① 運転者適性診断受診助成事業 (自動車事故対策機構)
- ② 運転記録証明の取得費用 (自動車安全運転センター)

(2) 人数の限度

運転者台帳に登録された常時運転者数。ただし、陸災防へ届け出た雇用労働者数が常時運転者数を下回る場合は雇用労働者数とする。

以上

協会通知

飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化について（要請）

全ト協発第 686 号（環）

令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己

「トラック事業における総合安全プラン 2020」の目標最終年となり、その3つの目標のうち「死者数」および「人身事故件数」については減少しつつあります。しかしながら「飲酒運転の根絶」に関しては、警察庁の統計資料によると、令和元年中の事業用トラックの飲酒（酒気帯びを含む）運転は 96 件と対前年比 14 件の増加であり、また、事業用トラックの飲酒による交通事故件数も対前年比 8 件増の 28 件となっており、目標達成には程遠く、トラック運送業界の喫緊の課題となっております。

いうまでもなく、事業用トラック運転者による飲酒運転事案は、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた、荷主はもとより社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質な行為であることから、トラック運送業界として、再発防止対策に積極的に取り組む必要があります。

こうした状況に鑑み、今年 2 月に開催された「交通対策委員会」では、全ト協の令和 2 年度事業計画に「飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化」が新たに盛り込まれ、また、昨年 9 月には、飲酒運転根絶に向け、各県の取り組み事例の情報の共有化などについて交通対策委員長決議が発せられるなど、関係者一丸となった積極的な取り組み強化が要請されております。

つきましては、各都道府県トラック協会におかれましても、傘下会員事業者に対し事業用トラックが関係した飲酒運転事例を周知する等、飲酒運転根絶に向け、さらなる取り組み強化についてご検討下さいますよう、お願い申し上げます。

以上

【添付資料】

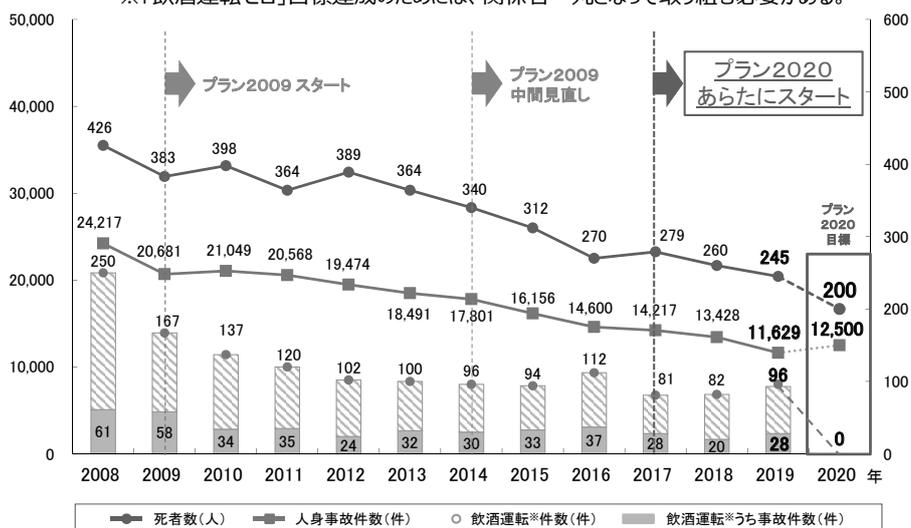
① 「トラック事業における総合安全プラン 2020」目標値と事故の現況

「トラック事業における総合安全プラン2020」目標値と事故の現況

添付資料 ①

飲酒運転事故件数：飲酒運転ゼロ 交通事故死者数：200人以下 人身事故件数：12,500件以下

※「飲酒運転ゼロ」目標達成のためには、関係者一丸となって取り組む必要がある。



※「飲酒運転」は「道路交通法違反取締件数」の数値で、「酒酔い運転」および「酒気帯び運転」の合計値。

数字はいずれも事業用貨物自動車（軽自動車を除く）によるもの。
出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03 - 3354 - 1045

協会通知

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて (新型コロナウイルスの感染拡大防止のための適性診断の受診に係る特例措置について)

全ト協発第 43 号 (環)

令和 2 年 4 月 30 日

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己

貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成 2 年運輸省令第 22 号)では、事業用自動車の運行の安全を確保するため、貨物自動車運送事業者は、事故惹起運転者等の運転者に対して、適性診断を受けさせることとされておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、今般、適性診断の取扱いについて国土交通省自動車局長より、別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましては本通達の趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対する周知方をお願い申し上げます。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間が変更された場合には、改めて適性診断の受診期間の取扱いについて通知することとします。

[本件に関する問い合わせ先]

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

別 添

国自安第 9 号の 2

令和 2 年 4 月 28 日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿

国土交通省自動車局長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて (新型コロナウイルスの感染拡大防止のための適性診断の受診に係る特例措置について)

貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成 2 年運輸省令第 22 号)では、事業用自動車の運行の安全を確保するため、貨物自動車運送事業者は、事故惹起運転者等の運転者に対して、適性診断を受けさせることとされておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、今般、適性診断の受診について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されるとともに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間(以下「緊急事態宣言期間」という。)が変更された場合の適性診断の受診期間の取扱いについては改めて通知するものとする。

記

1. 事故惹起運転者への特定診断の受診に係る特例措置について

事故惹起運転者への特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱの受診については、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成 13 年国土交通省告示第 1366 号。以下「指針」という。)第二章 4(1)において「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後 1 か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に 2 か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

2. 初任運転者への初任診断の受診に係る特例措置について

初任運転者への初任診断の受診については、指針第二章 4(2)において、「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後 1 か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に 2 か月を加えた

期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

3. 高齢運転者への適齢診断の受診に係る特例措置について

高齢運転者への適齢診断の受診については、指針第二章4(3)において、「65才に達した日以後1年以内」、「65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後3年以内ごと」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

協会通知

第29回鳥取県トラックドライバー・コンテストの開催中止について（お知らせ）

（一社）鳥取県トラック協会

平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年6月6日（土）に開催を予定しておりました「第29回鳥取県トラックドライバー・コンテスト」につきましては、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、出場選手及び関係スタッフの感染予防の観点から本コンテストの開催を中止させていただくことと致しました。

本コンテスト開催を望まれていた皆様、並びに開催関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解いただきますようお願い致します。

なお、「第52回全国トラックドライバー・コンテスト」も開催中止になりましたことをあわせてお知らせいたします。

問い合わせ先

（一社）鳥取県トラック協会

TEL 0857-22-2694 担当：浜田



協会通知

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について

全ト協発第 685 号（環）
令和 2 年 3 月 27 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について、通知がありました。本ガイドラインは、高年齢労働者の就労が一層進み、労働災害による休業 4 日以上之死傷者のうち、60 歳以上の労働者の占める割合が増加すると見込まれる中、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に取組が求められる事項を取りまとめたものです。

つきましては、貴協会におかれましても、本ガイドラインの趣旨をご理解のうえ、各陸災防支部等と連携し、傘下の会員事業者に対する周知を図っていただき、高年齢労働者の労働災害を防止するため各事業場の実情に応じた多様な取組が促進されるよう、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページ

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を公表します
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html

以上

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部
電話：03-3354-1045 F A X：03-3354-1019

協会通知

令和 2 年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

全ト協発第 684 号（環）
令和 2 年 3 月 27 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

厚生労働事務次官より「令和 2 年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼」について通知がありました。

「全国安全週間」は、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため同省が主唱しているもので、この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることを目的としています。つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対して、周知いただきますようお願い申し上げます。なお、厚生労働省のホームページ内にも全国安全週間に関する情報が掲載されておりますので、併せてご参照ください。

< 厚生労働省ホームページ >

令和 2 年度「全国安全週間」を 7 月に実施

「全国安全週間」スローガン：

『エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスク低減』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10181.html

交通労働災害を防止するために

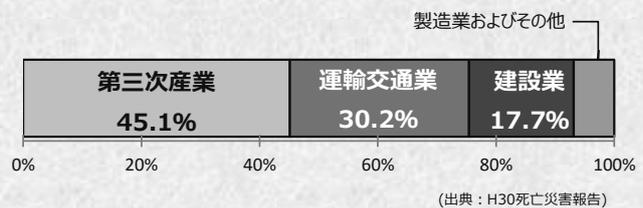
交通労働災害は、死亡災害全体の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取り組みを行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

約7割は運輸交通業以外で発生！

交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の迎中など建設業で発生しています。運輸交通送業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。

死亡災害（交通事故（道路））の業種内訳（平成30年）



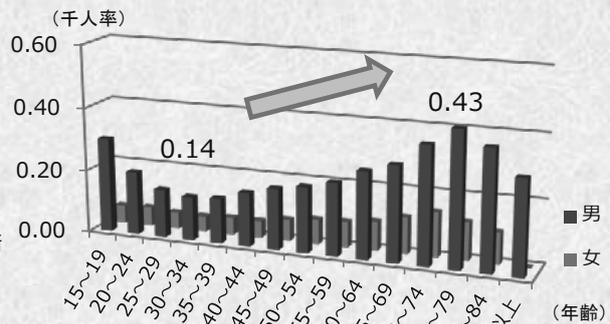
年齢があがるにつれて発生しやすくなる！

交通労働災害の発生率は年齢があがるにつれて上昇する傾向があり、年齢による身体機能の衰え（注1）も一つの要因だと考えられています。高齢者を運転業務に従事させる場合、労働者の健康や体力の状況を考慮した対策（注2）も必要です。

（注1）高齢者の身体機能は、壮年者と比較すると聴力、視力、平衡感覚などの低下が見られます。また、個人差も大きくなります。

（注2）厚生労働省は、働く高齢者の労働災害を防ぐためのガイドラインを策定し、職場環境や作業内容の見直しに加え、健康や体力の状況を把握することなどを示しています。

交通事故の年齢別発生率（千人率）



<飲酒運転をさせないで！>



出典：平成30年における交通死亡事故の特徴について（警察庁）

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒していない場合の約8倍というデータが出ており、極めて危険です。またアルコールの分解には時間がかかり、ビール1缶でも4時間ほどかかるとされています。

雇い入れ時や日常の**安全衛生教育**の中で、労働者に対して**飲酒による運転への影響を理解**させるとともに、**乗務開始前の点呼の際に、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか確認**してください。

陸災通知

はい作業主任者技能講習の開催について（ご案内）

陸貨災防鳥支発第3号
令和2年4月13日

各 事 業 主 殿

登録教習機関鳥労登教第13号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
鳥取県支部長 川上和人
(公印省略)

鳥取労働局の登録教習機関であります当支部では、労働安全衛生法第14条の規定により、作業主任者の選任が義務付けられている作業のうち、高さが2メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷で小麦、大豆、鉾石等のばら物の荷を除いたもの）のはい付け又は、はいくずし作業（荷役機械の運転者のみによって行なわれるものを除く）の作業主任者の資格取得のための講習を次のとおり実施します。

該当事業所におかれましては、ぜひ受講されますようご案内いたします。

※なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、健康と安全面を考慮し、講習を中止もしくは、延期する場合がございますことを、ご了承下さい。

記

1. 講習日時 令和2年7月 9日（木）9時から
令和2年7月10日（金）16時00分まで
2. 講習場所 鳥取市丸山町219番地1
鳥取県トラック協会3階研修センター
(TEL 0857 - 22 - 2694)
3. 受講資格 はい付け又は、はいくずしの作業に、3年以上従事した経験を有する者。
4. 定 員 80名（定員に達した時点で締め切ります）
5. 受 講 料 11,495円（消費税を含む）
(受講料9,900円+テキスト1,595円)

6. 講習科目及び時間（休憩時間を含む）

日別	講習科目	時間
第1日	1. はいに関する知識 2. 人力による、はい作業に関する知識	9:00～17:05
第2日	人力による、はい作業に関する知識 3. 荷役運搬機械等による、はい作業に関する知識 4. 法令関係	9:00～14:55
	修了試験	15:00～16:00
◎休憩は講師により適宜設けます。 ◎講習時間内での喫煙は禁止します。 ◎受け付け午前8時30分より受け付けします。		

7. 申込み要領

- (1) 別紙受講申込書により**7月3日（金）**までに当支部へ受講の申込みをして下さい。
- (2) 申込書には必要事項を記入の上、写真（縦 3.5cm×横 2.5cm 無帽上半身、背景無地）2枚を添えて提出して下さい。
（1枚は写真の裏に氏名を記入のうえ、申込書上部にクリップでとめて下さい。1枚は申込書の写真枠内にのりづけして下さい。）
- (3) 受講料は受講申込と同時に払い込み下さい。
みずほ銀行鳥取支店 普通預金
口座番号 1128051
口座名義 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部
- (4) 受講申込後、取消の申し出があっても原則として受講料は返却いたしません。
- (5) **受講票は発送しません**ので、受講当日、直接会場へお越してください。
- (6) 受講者は、筆記用具を携行してください。
- (7) 昼食は、各自用意してください。
- (8) 不明の点があれば、当支部にお問い合わせ下さい。
鳥取市丸山町 219 - 1
（鳥取県トラック協会内）
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部
TEL 0857-22-2694

陸災通知

「フォークリフト運転技能講習」の実施について

陸貨災防鳥支第 15 号
令和 2 年 2 月 5 日

各事業者殿

登録教習機関鳥登教第 7 号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部
支部長 川上和人
(公印省略)

労働安全衛生法により、最大荷重が 1 トン以上のフォークリフト運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の指定する技能講習の修了者でなければ、つかせてはならないことになっています。

つきましては、登録教習機関である当県支部として資格取得のための標記講習を、自動車運転免許取得者（普通・準中型・中型・大型）を対象に下記要領により実施しますので受講されるようご案内します。
※なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、健康と安全面を考慮し、講習を中止もしくは、延期する場合がございますことを、ご了承下さい。

記

1. 講習日時・場所

	開催日		時間	場所
学科	令和 2 年 8 月 28 日（金）		8：30～17：35	（一社）鳥取県トラック協会 （鳥取市丸山町 219-1）
実技	1 組	令和 2 年 8 月 29 日（土） 令和 2 年 8 月 30 日（日） 令和 2 年 8 月 31 日（月）	8：30～17：30	
	2 組	令和 2 年 9 月 5 日（土） 令和 2 年 9 月 6 日（日） 令和 2 年 9 月 7 日（月）	8：30～17：30	
	大特	8 月 30 日（日）又は 9 月 6 日（日）13：00～		
試験	学科講習終了後及び実技講習終了後			

2. 講習科目と時間割

(1) 学科講習

学科	時間	時間割
荷役	4 時間	8：30～12：45
力学	2 時間	13：20～15：25
法令	1 時間	15：30～16：30
試験	1 時間	16：35～17：35

※講習中に適宜休憩を設けます。

(2) 実技講習

組別編成により、3コースに分け3日間の日程で行います。

3. 定員 1組目日程・2組目日程それぞれ 30名

4. 受講資格及び受講料

受講資格	受講料テキスト代合計
大型・中型・準中型・普通自動車免許 大型特殊自動車免許（カタピラ限定つき）	29,920円 + 1,650円 = 31,570円 (消費税含む)
大型特殊自動車免許（カタピラ限定なし）	13,420円 + 1,650円 = 15,070円 (消費税含む)

5. 申込要領等

- (1) 別紙受講申込書により、令和2年8月7日(金)までに
当県支部へ申込み下さい。(※定員に達し次第締め切ります。)
- (2) 申込書には必要事項を記入の上、写真（縦 3.5cm×横 2.5cm無帽上半身、背景無地）2枚を添えて提出して下さい。
- (3) 受講料は、受講申込書の提出と同時に窓口で「直接」支払うか、「銀行振込み」又は「現金書留」で当県支部に送金して下さい。
払込済みの受講料は返金できませんのでご了承ください。
(振込先)
みずほ銀行鳥取支店 普通預金
口座番号 1128051
口座名義 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部
- (4) 持参品
学科講習日筆記用具（鉛筆・消しゴム）。
実技講習日作業服・ヘルメット・作業靴・カッパ(雨天の場合でも実施致します)を着用して下さい。
- (5) 学科・実技講習とも8時20分までに集合して下さい。
- (6) 不明の点があれば、当県支部へ問合せ下さい。
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部
鳥取市丸山町 219 - 1 (電話 0857 - 22 - 2694)

フォークリフト運転技能講習 受講申込書・修了証台帳

(写真は2枚とも裏面に
氏名をご記入下さい)

2.5 cm	●
写	一枚はこの申込書上部にクリップでとめる
3.5 cm	●
真 (2枚)	一枚は左枠内にのりづけ

受付番号	※	修了証番号	※
ふりがな		交付年月日	※
氏名		生年月日	年 月 日
現住所	〒 _____ 電話 (_____)		
勤務先	所在地	〒 _____	
	名称	_____ 電話 (_____)	
所持する 運転免許証	免許の種類 (○で囲む)	大型特殊 (カタピラ限定なし)	
		大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 普 通	
		大型特殊 (カタピラ限定付)	
	免許証番号	No. _____	
免許証の 写しを添付	添 付 箇 所		備 考
書替 又は 再交付	※ 再・換	_____ 年 月 日	_____ 年 月 日

年 月 日

申込者氏名

(印)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
鳥 取 県 支 部 長 殿

(注) ※印以外は申込者において全部記載すること。
※当申込書に記載されたお客様の情報(個人情報)は講習業務以外には使用致しません。

切り取り線



「ながら」をやめて「もしも」を考え安全運転

陸災防「令和元年度 安全衛生標語」交通部門優秀作品

◎「令和2年度 安全衛生標語」募集中です！応募方法は当誌15ページまたはこちらをご覧ください。



令和2年4月 No.610
発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料 3,600円)

災害事例
と
その対策

運転席への昇降中の墜落・転落災害について

【陸運業における墜落・転落災害】

陸運業の運転手が被災する労働災害の中で、一番多いのが荷役作業中の墜落・転落災害であることは、みなさんご存知のとおりです。さらに、荷役作業中の死亡災害に注目しても、やはり一番多いのが墜落・転落災害であることが知られています。どこから墜落したのかといえば、もちろん「荷台の上から」もしくは「荷台に積んだ荷の上から」というケースが多くを占めます。

【運転席からの墜落・転落】

最近の、さまざまな災害のデータを見ていて、今回目に付いたのは、同じ「墜落・転落」の中でも、「荷台の上から」ではなく、「運転席からの墜落・転落」です。ここでは、3件の事例を取り上げて、これに注目してあれこれ考えてみたいと思います。

【1件目】

すべての作業が終了し、トラックから降りるときに、手を滑らせ、足を踏み外して運転台から転落し、地面に左手をついて手首を骨折しました。

この事例では、手を滑らせてバランスを崩し、その結果足を踏み外して転落したようです。おそらく尻もちをつくような格好になり、腰をかばおうととっさに左手が先に着地して骨折に至ったのだと推測します。

【2件目】

トラックの運転席から降車する時、足元を滑らせ墜落してしまい、大腿骨を骨折しました。

この事例も1件目と同じように、後ろ向き（運転席の方を向いて）に降りる途中、足元が滑ったことにより墜落し、さらに着地した際に無理な体勢になって、大腿部に大きな負担がかかったのだろうと推測されます。データによると季節は冬であったことが分かりますので、もしかすると雪が影響していたのかも知れません。

【3件目】

駐車場に止めた車両の運転席から降りるとき、3段あるステップのうち、1段降りたとき

ろで足を踏み外して踵（かかと）から落ちてしまい、右の踵を骨折しました。

この事例は、データからははっきりとは読み取れませんが、前向き（運転席を背にして）に降りようとした可能性があります。自分が想定していたよりも足が前方に出てしまい、踵から着地してしまったのかもしれない。

【注意すること】

荷台への昇降には、昇降設備を設置することといわれています。もちろん、設置するだけでなく、運転手がそれを使用して初めて効果が現れるものです。しかし、運転席への昇降に関しては、昇降設備の使用という考え方は今のところありません。それに代わるのが、安全なステップとグリップだと思います。ステップについては、その大きさ、深さ、ステップ間隔、段数など、アシストグリップについても、右手側、左手側にそれぞれどのような形状であるのか、ドアの内側のグリップを握るケースや、強風時の、開いたドアの固定についてなど…改善点は無数にあるように思えます。もちろんこれらについては、各メーカーさんがそれぞれしのぎを削って研究してくれていますので（図）、私たちのできることをいくつか考えようと思います。

【対策】

- 1 三点確保（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと）を理解し、実践すること。
- 2 ステップをよく確認する。目で確認できない場合もあるので、特に滑らないことをよく確認して、一步一步確実に昇降する。
- 3 降りるときは特に、着地する場所の状況をよく確認してから降りる。
- 4 なるべく昇降の回数を減らす。たとえば、パーキングエリアなどでは、「乗り降り1回に決める」などはどうでしょうか（休憩時間、リフレッシュのために降りることは大切だと思います。）。

【まとめ】

運転手の一日の業務の中で、たとえ荷台の

上または荷台に積んだ荷の上で作業することがなかったとしても、運転席への昇降をしないことはないでしょう。ここには書きませんが、運転席への昇降中に墜落して死亡

した事例もあります。車両によってもリスクは違います。それぞれの危険性を良く把握し、工夫して災害を防止しましょう。



図 三点支持の確保のための取手やステップの例
(出典：全日本トラック協会・国土交通省「女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方 取りまとめ」)

陸運労災防止協会の表彰制度による小企業無災害記録事業場〔令和2年3月〕					
第3種(7年間)	・本宮運輸有限公司	福島県支部	第2種(5年間)	・有限会社藤沢物流	福島県支部

業種別労働災害発生状況(令和2年速報)

令和2年3月9日現在

業種	項目	死亡						死傷					
		令和2年1月～2月 [速報値]		平成31年1月～2月 [速報値]		対31年比較		令和2年1月～2月 [速報値]		平成31年1月～2月 [速報値]		対31年比較	
		死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業		91	100.0	92	100.0	-1	-1.1	10,738	100.0	10,762	100.0	-24	-0.2
製造業		10	11.0	14	15.2	-4	-28.6	2,500	23.3	2,500	23.2	0	0.0
鉱業		1	1.1	1	1.1	0	-	21	0.2	26	0.2	-5	-19.2
建設業		36	39.6	32	34.8	4	12.5	1,341	12.5	1,387	12.9	-46	-3.3
交通運輸業		0	0.0	0	0.0	0	-	315	2.9	328	3.0	-13	-4.0
陸上貨物運送事業		9	9.9	15	16.3	-6	-40.0	1,489	13.9	1,408	13.1	81	5.8
港湾荷役業		1	1.1	3	3.3	-2	-66.7	51	0.5	52	0.5	-1	-1.9
林業		6	6.6	3	3.3	3	100.0	152	1.4	153	1.4	-1	-0.7
農業、畜産・水産業		0	0.0	3	3.3	-3	-100.0	243	2.3	236	2.2	7	3.0
第三次産業		28	30.8	21	22.8	7	33.3	4,626	43.1	4,672	43.4	-46	-1.0

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況(令和2年1月)

令和2年3月9日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	その他
全産業		91	29	3	4	7	10	17	15	1	5
製造業		10	5	0	1	1	0	2	0	0	1
建設業		36	14	0	2	2	3	8	6	1	0
交通運輸業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		36	5	3	1	2	7	6	8	0	4
陸上貨物運送事業		9	5	0	0	2	0	1	1	0	0
同上対前年増減		-6	3	0	-1	1	0	0	-7	0	-2

業種、事故の型別死傷災害発生状況(令和2年1月)

令和2年3月9日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業		1,489	444	312	118	53	48	73	153	60	4	193	31
同上対前年増減		81	20	17	12	-19	6	7	23	-7	4	11	7

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

運管試験センター通知

令和2年度第1回運行管理者試験のご案内

—国土交通大臣指定試験機関—

NECO

公益財団法人

運行管理者試験センター

The National Examination Center for Motor Vehicle Operation Manager

1. 令和2年度第1回運行管理者試験の概要

- (1) 試験日時 令和2年8月23日(日) 13時15分～14時45分(90分)
- (2) 受験申請の方法及び受付期間

申請方法	受付期間
書面申請	令和2年5月15日(金)～6月10日(水) (11. ①参照)
インターネット申請	令和2年5月15日(金)～6月16日(火) (11. ②参照)
再受験申請	令和2年5月15日(金)～6月16日(火) (11. ③参照)

- (3) 試験の種類

- ①貨物自動車運送事業の試験(以下「貨物試験」という。)
- ②旅客自動車運送事業の試験(以下「旅客試験」という。)

※受験申請手続きは、1種類のみ可能であり、2種類を同時に申請することはできません。

- (4) 試験結果の発表日 令和2年9月18日(金)(予定)

- (5) 令和元年度第2回運行管理者試験(令和2年3月)を申請された方への特例

令和2年度第1回運行管理者試験(令和2年8月23日)を振替で受験される方は、別途、郵送でのご案内に同封する令和2年度第1回運行管理者試験受験申請書(振替)を令和2年5月20日(水)(当日の消印有効)までに、運行管理者試験センター事務センターあてに返送して頂くことにより、改めて、申請して頂くことは不要となります。

2. 運行管理者試験の受験申請から運行管理者資格者証の取得までの流れ

- (1) 受験申請書等の入手及び申請

受験申請にあたっては、ご希望の申請方法に従い、次のとおり申請して下さい。

- ① **書面申請** 申請書は、各都道府県のトラック協会、バス協会、ハイヤー・タクシー協会及び(公財)運行管理者試験センターで頒布(販売)、又は郵送販売で入手できます。(11. ①参照)
- ② **インターネット申請** (公財)運行管理者試験センターのホームページから申請できます。(11. ②参照)
- ③ **再受験申請** (公財)運行管理者試験センターのホームページから申請できます。(11. ③参照)

- (2) 受験通知書の送付

受験申請が受理されると受験通知書送付先の「住所」に受験通知書が郵送されます。

受験通知書の発送は、令和2年8月5日(水)(予定)

- (3) 試験日及び試験時間

試験日：令和2年8月23日(日) 試験時間：13時15分～14時45分(90分間)

<注意事項>

- ・試験開始時刻(13時15分)から試験終了時刻(14時45分)までの間は、試験教室から退席できません。(途中退席は、「欠席者」扱いになります。)
- ・試験会場には時計がない教室も多いので、必要がある方は腕時計(通信機能を有するものを除く。)を持参して下さい。

- (4) 試験結果発表日(試験結果通知書は発表日に発送します。)

試験結果発表日：令和2年9月18日(金)(予定)

- (5) 運行管理者資格者証の交付申請手続き

合格された方は、運輸支局等に合格発表日から必ず3ヵ月以内に運行管理者資格者証の交付申請をして下さい。なお、3ヵ月を経過すると無効となりますのでご注意下さい。

3. 受験資格

次の(1)、(2)、(3)又は(4)のどれか1つの要件を満たしていることが必要です。

試験の種類	受験資格の種類	内 容
貨物試験	(1) 貨物又は旅客自動車運送事業の実務経験者	試験日の前日において、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（緑色のナンバーの車）の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 〔①事業用自動車の運転業務、②営業、③総務、経理等の管理業務等は、事業用自動車の運行の管理についての実務経験に該当しませんので、ご注意ください。〕
	(2) 基礎講習(貨物)修了者(又は受講予定の方)	貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を受講された方
旅客試験	(3) 貨物又は旅客自動車運送事業の実務経験者	試験日の前日において、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（緑色のナンバーの車）の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 〔①事業用自動車の運転業務、②営業、③総務、経理等の管理業務等は、事業用自動車の運行の管理についての実務経験に該当しませんので、ご注意ください。〕
	(4) 基礎講習(旅客)修了者(又は受講予定の方)	旅客自動車運送事業運輸規則に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を受講された方

(注1) 上記(2)及び(4)は、国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了した方に限ります。

(注2) 主な講習実施機関の連絡先は別添参照(又は、国土交通省のホームページ参照)

(注3) 「基礎講習受講予定」として受験申請を行う場合には、8月9日(日)までに試験の種類に応じた基礎講習を受講する必要があります。

(注4) 基礎講習の受講申し込み手続きと、運行管理者試験の申請は別の手続きです。

4. 試験の内容

次に掲げる出題分野ごとの法令(法律に基づく命令等を含む)等について筆記で行います。

出 題 分 野	出題数
(1) 貨物試験は貨物自動車運送事業法関係、旅客試験は道路運送法関係	8
(2) 道路運送車両法関係	4
(3) 道路交通法関係	5
(4) 労働基準法関係	6
(5) その他運行管理者の業務に関し、必要な実務上の知識及び能力	7
合 計	30

5. 合格基準

次の(1)及び(2)の得点が必要です。

(1) 原則として、総得点が満点の60%(30問中18問)以上であること。

(2) 上記4.(1)～(4)の出題分野ごとに正解が1問以上であり、(5)については正解が2問以上であること。

6. 試験地及び試験会場

(1) 試験地

試験は、下記の各都道府県等毎に行います。

貨物	札幌	函館	苫小牧	帯広	釧路	北見	旭川	青森	岩手	宮城	福島	秋田
	山形	新潟	長野	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	富山
	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎
	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄							

旅客	札幌	青森	岩手	宮城	福島	秋田	山形	新潟	長野	茨城	栃木	群馬
	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重
	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	

(2) 試験会場

試験会場は、受験通知書に記載してお知らせします。

7. 受験申請に必要な添付書面等

(1) 受験資格を証明する書面等

受験資格の種類	提出が必要な添付書面等
1. 実務経験者	・実務経験の期間等に関する証明（受験申請書の証明欄への記載が必要）
2. 基礎講習修了者 試験の種類に応じた 基礎講習の種類	・試験の種類に応じた、次のどれか1つの提出が必要 (ア) 基礎講習修了証書（写） (イ) 運行管理者講習手帳 （講習手帳の発行者が記載された箇所（1ページ）及び受講者の氏名等が記載され、かつ、写真が貼付された箇所（2ページ）並びに基礎講習を修了したことが証明された箇所（3ページ以降）の写しが必要）
3. 基礎講習受講予定者 試験の種類に応じた 基礎講習の種類	・基礎講習実施機関（別添参照）で試験の種類に応じた基礎講習を8月9日（日）までに受講して下さい。 ※基礎講習を修了後は、直ちに、①インターネット申請の方は、「新規申請サイト」から基礎講習修了証書又は運行管理者講習手帳のアップロードが必要、また、②書面申請の方は、（公財）運行管理者試験センター試験事務センターあてFAX（0476-48-1040）の送付が必要。 ※修了証書等を8月9日（日）までに提出がなければ、受験通知書を送付しません。

(注) 平成27年1月以降の基礎講習修了証書又は運行管理者講習手帳は、基礎講習修了番号に（貨物）又は（旅客）の種類が記載されています。申請の際は、試験の種類に応じた基礎講習の種類に注意して下さい。

<ご注意>

<p>令和2年度第1回運行管理者試験から受験資格を「基礎講習受講予定」で申請される場合の取扱いが変わります</p> <p>令和2年度第1回運行管理者試験から受験資格を「基礎講習受講予定」で申請される方は、試験日の2週間前までに基礎講習を修了し、8月9日（日）までに修了証書等（写）の提出がなければ受験できない（受験通知書を送付しません。）こととなりますのでご注意ください。</p>
--

(2) 受験者を証明する書面

①住民票（写）（マイナンバーの記載がないもの）、②マイナンバーカード（写）（マイナンバーの記載がない表面のみ）、③自動車運転免許証（写）のどれか1つを添付して下さい。ただし、再受験申請を除く。

(3) 証明用写真（本人確認用）

受験申請の種類	提出枚数	提出する写真の仕様
書面申請	1	・証明用写真は、「縦4.5cm、横3.5cmで、正面、無帽、上三分身、無背景」の6ヶ月以内に撮影されたもの ・白黒又はカラーのいずれか（コピーは不可）が必要
インターネット申請	1	・証明用写真は、デジタルカメラ、スマートフォン等で撮影されたデジタル写真（正面、無帽、上三分身、無背景の6ヶ月以内のもの） ・白黒又はカラーのいずれかが必要
再受験申請	1	・デジタル写真（ファイル形式はJPEGで、通常モードで撮影されたものとし、高画質で撮影されたものはご遠慮下さい。）

8. 受験手数料等

(1) 受験手数料：6,000円（非課税）

この他、次の(2)、(3)、(4)のどれか1つが必要となります。

(2) 書 面 申 請：1,050円（郵送販売の場合は1,500円）（税込）（申請書代（試験案内書を含む。））

(3) インターネット申請： 660円（税込）（システム利用料）

(4) 再 受 験 申 請： 860円（税込）（システム利用料660円（税込）を含む。）

※ 各申請方法でお申込み頂きました受験手数料等は、お返しできませんのでご了承下さい。

9. 試験結果の通知

・令和2年9月18日（金）（予定）に、受験者全員に試験結果通知書を発送します。

・合格者は、令和2年9月18日（金）（予定）9時から試験センター・ホームページに受験番号を掲載します。

10. 採点結果通知書等

(1) 採点結果通知手数料：220円（税込）

(2) 採点結果通知書は、採点の結果を希望され、別途申込みを行った受験者に通知致します。

なお、採点結果の内容は、試験問題30問の正誤、分野ごとの得点及び総得点となります。

また、申請後に採点結果通知書の追加、変更等はできません。試験事務センターから受験者あてに、これらに関するお問い合わせはいたしませんのでご了承下さい。

11. 申請方法

次の①～③のいずれかの方法でお申込み下さい。

①書面申請

(1) 受験申請書の入手方法

i 直接販売

各都道府県のトラック協会、バス協会、ハイヤー・タクシー協会及び（公財）運行管理者試験センターにおいて、頒布期間（令和2年5月15日（金）～6月10日（水））に1部1,050円で販売いたします。

ii 郵送販売

次の必要事項を記載したメモに申請書代（送料等含む。）1部当たり1,500円分の「定額小為替証書」（発行日から6ヵ月以内）を同封し、令和2年5月15日（金）～6月3日（水）の期間内に必着で（公財）運行管理者試験センター申請書郵送販売係あて郵送して下さい。なお、返信用封筒の送付は必要ありません。

<必要事項記載内容>

1. 送付部数	部	2. 定額小為替証書の合計金額	¥1,500 ×	部 =	円
3. 送付先					
氏名（フリガナ）			電話番号		
〒	（日中連絡が可能な電話番号を記載して下さい。）				
ご住所					
※マンション、アパート等の名称及び部屋番号を記載して下さい。					
※会社宛てに送付を希望する場合には会社名も記載して下さい。					

<送付先> 〒105-0012 東京都港区芝大門1-16-3 芝大門116ビル7階
（公財）運行管理者試験センター 申請書郵送販売係 宛

※お買い求め頂きました受験申請書の代金は、お返しすることができませんのでご了承下さい。

※受験申請書は今回試験（令和2年度第1回）用であり、次回以降は使用できません。

<定額小為替証書の購入方法等>

お近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で購入して下さい。なお、指定受取人欄は、記入しないで下さい。

(2) 申込方法

①受験申請書提出先：公益財団法人 運行管理者試験センター 試験事務センター

〒270-1391 日本郵便株式会社 印西郵便局私書箱7号

②提出方法：郵便局の窓口で簡易書留により郵送して下さい。

(ア) 受験申請書に綴じ込まれた〔郵便〕払込取扱票に、

・払込人が申請者の場合には、申請者の住所・氏名をそれぞれに記載して下さい。

・払込人が所属事業所の場合には、申請者氏名、所属事業所名及びその住所を記載して下さい。

- この場合、必ず郵便局の窓口で受験手数料を払い込んで下さい。(ATMでの払込はご遠慮ください。)
- (イ) 郵便局が発行する「振替払込請求書兼受領証」と「振替払込受付証明書(お客さま用)」は領収書のため、必ず受け取り「振替払込受付証明書(お客さま用)」を申請書の右下に貼付して下さい。
- なお、振替払込請求書兼受領証等に申請書配布番号が記載されていますので必ず保存して下さい。
- (ウ) 採点結果通知書の希望の有無は、次のいずれかを選択して下さい。
- ・採点結果通知を希望する方は、受験申請書に記載する採点結果通知欄の「希望する」を○で囲み、6,220円の払込取扱票を選択して郵便局の窓口で払い込んで下さい。
 - ・採点結果通知を希望しない方は、6,000円の払込取扱票を選択して郵便局の窓口で払い込んで下さい。
- (エ) 払込手数料は払込人の負担となります。
- (オ) 一度払い込まれた受験手数料等は、理由の如何を問わず一切返金致しかねますので、受験資格等を十分確認した上で払い込まれますようお願い致します。

③受験申請書の締切日

令和2年6月10日(水) 当日の消印有効(締切日を過ぎたものは受理することはできません。)

②インターネット申請 (パソコンまたはスマートフォンから申込みができます。(団体申請はPCのみ。))

(1) 申込方法

(公財) 運行管理者試験センターのホームページ (<https://www.unkan.or.jp/>) にアクセスし、申込み手順に従って必要事項を入力して下さい。受験者本人又は団体申請者の「電子メールアドレス(パソコンまたはスマートフォンのメールアドレス)」が必要となります。

なお、インターネットシステム推奨環境は、【パソコン】Google Chrome、Internet Explorer、Safari、Microsoft Edge いずれも最新バージョンです。なお、団体申請は、Internet Explorer、Microsoft Edge いずれも最新バージョンです。【スマートフォン】Android 5.0以上またはiOS 10.0以上です。これ以外からのインターネットによる申請はできませんので、書面による申請を行って下さい。

①個人による電子申請

インターネットシステムの環境が整うパソコンまたはスマートフォンから試験センター、ホームページのサイトにアクセスして電子申請の申し込みを行って下さい。

②団体による電子申請

各企業において一括で取りまとめて申し込みを行う「団体申請」は、本社だけでなく支社、支店又は営業所など内部機関ごとに電子申請(パソコンのみ)の申し込みを行うことができます。なお、あらかじめ、団体情報の登録が必要となります。

(2) 申込期間

令和2年5月15日(金) 午前9時から6月16日(火) 午後11時59分(厳守)までです。

(3) 受験手数料、システム利用料及び採点結果通知手数料の支払方法

①受験手数料(6,000円：非課税)、システム利用料(660円：税込)等は、コンビニエンス決済、クレジットカード決済(VISA、Master、JCB)、銀行(ペイジー決済)での支払いができます。

クレジットカード決済では、領収証を発行します。なお、各種決済後の領収書には、登録された勤務先情報の会社名が記載されます。記載が不要な方は申請時にその旨を登録して下さい。

コンビニエンス決済、銀行(ペイジー決済)の場合は、領収書は発行されませんので、レシート又は払込明細書等をご活用下さい。

②採点結果通知の送付を希望する方は、「受験申請者サイト」>「申請情報入力」に表示される「採点結果通知」欄の「希望する」をチェックすると申し込むことができます。

(4) 添付ファイルの登録方法

①パソコンで申請の場合は、証明用写真(デジタルカメラ、スマートフォンの写真(ファイル形式：JPEG))をあらかじめ登録・保存して下さい。詳細は、試験センター・ホームページをご覧ください。

なお、スマートフォンで申請の場合は、申請時にスマートフォンのカメラで撮影することができます。

②受験者を証明する書面(自動車運転免許証(写)など7. 参照)及び受験資格を証明する書面(基礎講習修了証書等(写))の登録方法については、スキャナーでスキャンした情報(ファイル形式：PDF)またはデジタルカメラなどを用いて撮影された写真(ファイル形式：JPEG)を、あらかじめパソコンに保存してから、登録して下さい。

なお、スマートフォンで申請の場合は、申請時にスマートフォンのカメラから撮影することができます。

(5) 受験手数料等の支払期限

令和2年7月7日(火) 午後11時59分(厳守)までです。

この日までに受験手数料の支払いを行わないとインターネット申請が取消しとなりますのでご注意下さい。

(6) 注意事項

- ①インターネット申請の申込締切り直前は、申込みが集中し、アクセスに時間がかかることが予想されますので、できる限り早めに申込手続を行って下さい。
- ②インターネット申請の「実務経験の証明」は、実務経験承認者がメール受信後、インターネットで承認していただく必要があるため、使用されるインターネットシステム推奨環境のOS及びブラウザを、必ず確認してから申請して下さい。

③再受験申請

運行管理者試験を再受験する方の申請方法

(1) 再受験申請が可能な受験者

- ・平成29年度第1回運行管理者試験以降に受験履歴がある方
- ・氏名に変更がない方

(2) 申込方法

- ・パソコンまたは、スマートフォンより（公財）運行管理者試験センターのホームページから申請者サイトにアクセスし、申込手順に従って必要事項を入力して下さい。
- ・受験資格を証明する書面及び受験者を証明する書面の添付は不要です。

(3) 申込期間

令和2年5月15日（金）から6月16日（火）午後11時59分（厳守）までです。

(4) 受験手数料、再受験申請に係る費用等の支払方法

- ①受験手数料（6,000円：非課税）、再受験申請に係る申請料（200円：税込）及びシステム利用料（660円：税込）等は、コンビニエンス決済、クレジットカード決済（VISA、Master、JCB）、銀行（ペイジー決済）での支払いができます。

クレジットカード決済では、領収証を発行します。なお、各種決済後の領収書には、登録された勤務先情報の会社名が記載されます。記載が不要な方は申請時にその旨を登録して下さい。

コンビニエンス決済、銀行（ペイジー決済）の場合は、領収書は発行されませんので、レシート又は払込明細書等をご活用下さい。

- ②採点結果通知の送付を希望する方は、「受験申請者サイト」>「申請情報入力」に表示される「採点結果通知」欄の「希望する」をチェックすると申し込むことができます。

(5) 添付ファイルの登録方法

パソコンで申請の場合は、証明用写真（デジタルカメラ、スマートフォンの写真（ファイル形式：JPEG））をあらかじめ登録・保存して下さい。詳細は、試験センター・ホームページをご覧ください。

なお、スマートフォンで申請の場合は、申請時にスマートフォンのカメラで撮影することができます。

(6) 受験手数料等の支払期限

令和2年7月7日（火）午後11時59分（厳守）までです。

この日までに受験手数料等の支払いがない場合は、再受験申請が取消しとなりますのでご注意ください。

(7) 注意事項

インターネット申請の申込締切り直前は、申込みが集中し、アクセスに時間がかかることが予想されますので、できる限り早めに申込手続を行って下さい。

新型コロナウイルスの感染予防に関する注意喚起について

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、受験される皆様には手洗いやマスクの着用など感染予防に努め、受験に臨んで頂くようお願いします。

また、試験当日に発熱・咳などの症状のある方は、受験をお断りすることもありますので、ご了承願います。

- 受験申請手続きの詳細は、試験案内書又は当センターのホームページを参照して下さい。

公益財団法人 運行管理者試験センター 試験事務センター

自動音声サービス：TEL 0476-85-7177

（平日9時～17時は「5」を押すとオペレータ対応有）

FAX 0476-48-1040

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



交通事故発生状況

鳥取県警察本部
交通企画課長

1 全国・中国5県・鳥取県の死者数（3月末）

	全国の死者数	中国5県の死者数	鳥取県の死者数
令和 2年3月末	748	47	2
平成31年3月末	736	65	7
増減数	12	-18	-5
増減率	1.6%	-27.7%	-71.4%

2 交通事故発生状況（3月中）

○発生件数	49件	前年対比	-17件	(-25.8%)
○死者数	0人	前年対比	-4人	(-100.0%)
○負傷者数	60人	前年対比	-11人	(-15.5%)

3 死亡事故の状況（3月末）（2件 2人）

(1) 道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計
令和 2年	0	0	2	0	0	0	2
平成31年	2	1	2	0	1	1	7

(2) 発生地点の道路形状別

	交差点	単路	その他	計
令和 2年	0	1	1	2
平成31年	1	4	2	7

(3) 年齢層別死者数

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和 2年	0	0	1	1	2
平成31年	0	0	2	5	7

(4) 状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等運転中	同乗中	その他	計
令和 2年	0	0	2	0	0	2
平成31年	3	1	3	0	0	7

(5) 時間帯別発生件数 昼間 2件 夜間 0件

	0～6時	6～12時	12～18時	18～24時	計
令和 2年	0	0	2	0	2
平成31年	1	2	1	3	7

(6) 第1当事者の年齢層別

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和 2年	0	0	1	1	2
平成31年	0	0	3	4	7

(7) 高齢死者の内訳 本年 1人 前年 5人 ア 昼夜別 イ 状態別

	昼	夜	計
令和 2年	1		1
平成31年	2	3	5

	歩行者	自転車	車両等運転中	その他	計
令和 2年			1		1
平成31年	2	1	2		5

平井鳥取県知事にトラック運送事業の事業継続に向けた支援・協力を要望

鳥取県トラック協会(会長 川上和人)は、現在、感染拡大している「新型コロナウイルス」の影響により、日常生活、経済活動に大きな影響が出ている中、去る、4月1日、平井知事に対し「新型コロナウイルス」の影響によるトラック運送事業者の事業継続に向けた支援・協力を要望いたしました。

本年、3月9日に全会員事業者に対して、この問題に対する影響についてアンケートを行ないました。荷主の方からのマスク着用の徹底等の強い依頼、ドライバーの自宅待機、入庫前の検温実施や積み込み・荷卸作業に伴う時間延長、商談の延期・中止等の影響が出ているなか、マスク、消毒液の優先的な配布を含めた対応、また中小事業者の事業継続に向けた支援等についても協力を要望いたしました。

これを受け緊急的に、去る、4月10日に鳥取県通商物流課から、食品関係、学校給食に従事している事業者をしておられる事業者に対して優先的に「2,500枚のマスク」を優先配布していただきました。

1. 日時 令和2年4月1日(水) 16時00分から
2. 場所 知事公邸 第2応接室
3. 対応者 鳥取県知事 平井伸治
4. 申込者 (一社)鳥取県トラック協会
会長 川上和人
専務理事 前田裕明



鳥取県 平井知事(右)
鳥ト協 川上会長(左)



鳥取県トラック協会の要望を受ける平井伸治知事(右)
＝鳥取市の知事公邸で

「マスク配布を支援」 県トラック協会要望に知事

新型コロナ

県トラック協会の川上和人会長らがこのほど、平井伸治知事に、新型コロナウイルスの影響で不足するマスク・消毒液の提供や、中小事業者を中心とした経営の支援を要望した。平井知事は物流の維持のため、支援する意向を示した。

同協会は、県の備蓄する医療物資を保健所に輸送するなど感染防止対策で県と協定を結んでいる。一方、協会によると「県外の工場や倉庫はマスクをつけたいと立ち入れなかったり、荷物の積み込みができなくなったりしている」といい、このままでは業者がマスクや消毒液を入手できず、物流に支障が出かねないという。



平井知事は、県が備蓄していたマスクの大半となる3万枚は医療機関に提供したが、一部の農産物や果物の支援も受けて生産されるマスクを購入しやすくすることを可能と回答した。【野原寛史】

マスクや消毒液 優先供給を要望

県トラック協会

鳥取県トラック協会の川上和人会長が1日、平井伸治知事と面談し、新型コロナウイルス感染が拡大する中での物流の確保に向け、トラック業界へのマスクや消毒液の優先供給を要望した。平井知事は支援を必要とする各分野と資財の供給ルートの間には県が立ちこ調整の役割を果たしてい



トラック業界の現状を
訴える川上会長(左)
日、知事公邸

たい」と語った。川上会長は、取引先からドライバーらがマスクの着用を求められる一方、マスクや消毒液の確保が困難な現状を伝え、「影響が長期にわたれば倒産の懸念も生じる」と訴えた。

平井知事はマスクなどの資材に関しては、県でも逼迫している状況を説明。国や商工団体を通じた供給、県内生産からの調達など多面的なルートを活用した総合的な調整や情報提供を県が担うことにより、影響を軽減する考えを示した。(真田透)

2020年(令和2年)4月3日(金) 日本海新聞

2020年(令和2年)4月7日(火) 毎日新聞

鳥取県からの運送業界に対する緊急のマスク配布について

当協会（会長 川上和人）では、3月上旬「新型コロナウイルス」の運送業界への影響について、会員事業者へのアンケートを実施しました。この結果、マスク不足が各運送事業者の運行に支障を生じている状況を踏まえ、4月1日、平井知事に対して、マスクの優先配布の要望を行いました。

これを受け、去る4月10日・金午後、鳥取県通商物流課の山本課長が来所され、食品関係、学校給食に従事している事業者を最優先に事業をしておられる事業者に対して、緊急に「2,500枚のマスク」を優先配布していただきました。

当協会では、これを受けて4月13日（月）及び14日（火）両日、関係事業者にマスクを配布しました。



鳥取県通商物流課 山本課長（右）



鳥取県警察本部長への表敬について

鳥取県トラック協会 川上和人会長は、4月1日（水）、津田隆好警察本部長を表敬して、同本部長と意見交換を行いました。

「新型コロナウイルス」の感染拡大を踏まえたトラック運送業界の影響、慢性的な人材不足の現状、当協会が行っている「交通安全教室や緊急物資輸送」等の社会貢献活動について説明をしました。

さらに、当協会が事務局を務めている「鳥取県高速道路交通安全協議会」（川上会長が兼任）の交通安全の取り組みについても併せて説明を行いました。

津田本部長からは、県民生活をしっかりと支えるため、引き続き完全で安心される運行と交通事故防止の徹底に努めることについての依頼がありました。

これを踏まえ、当協会では、今後も引き続きトラック運送業界に課されている社会的使命を的確に果たしていくため、県警察と協力して、より一層の交通事故防止対策等に努めていくことをお伝えしました。



鳥取県警察本部長 津田 隆好 氏（中央）
鳥ト協 川上会長（右）
鳥ト協 前田専務理事（左）

交通安全教室 智頭小学校で開催

東部地区青年部（部長 澤田健吾）は、4月9日に智頭町立智頭小学校の主催による交通安全教室に協力参加しました。この度の交通安全教室では、全校児童 272 名を対象に、青年部として「運転席からの死角体験」を担当しました。

教室の開催にあたり、智頭小学校氏橋校長先生のあいさつの後、智頭警察署担当官が横断歩道の正しい横断の仕方の説明に続いて、澤田青年部長からトラックの運転席からの死角の特徴について、わかりやすく説明しました。

交通安全教室では、登校班ごとに児童が公道の横断歩道を使って横断の練習を行った後、青年部会員からご参加ご協力いただいた 10 t トラック 2 台に各登校班ごとにトラックからのびるロープによる運転席からの死角について体験しました。

閉会式では児童の代表が協力団体へ交通安全教室開催のお礼の言葉を述べ、協力団体を代表して、トラック協会から児童へ交通安全啓発グッズを記念として贈呈し、交通安全教室を終了しました。

当日は晴天のもと、事故もなく無事に講習会を終えることができました。参加した部員においても事故防止への意識を一段と高める機会となりました。



挨拶をする 東部青年部 澤田部会長



ロープを使用した死角体験



手を挙げて横断歩道を渡り交通ルールを学ぶ児童ら

智頭町智頭の智頭小（氏 安全教室が開かれた。鳥取 橋俊司校長）で9日、交通 県トラック協会東部地区青 年部のメンバーや智頭署員 を招き、児童272人が交 通ルールを学んだ。 教室は交通安全意識向上 を目的に新1年生が入学す る毎年4月に開催。今年 は 春の全国交通安全運動（6 ～15日）の一環として実施 した。 児童らは同署員の指導で 横断歩道の正しい渡り方を 学習。その後、同青年部が 用意した大型トラックの前 に児童らが立ち、運転手か ら見えない「死角」がある ことを体験を通し学んだ。 6年の安道愛音さん（11） は「トラックには立つ位置 によって危ない所があるこ とが分かった。横断歩道の 渡り方など自分の命を守る ため交通安全に気をつけた 」と話した。（西田周平）

運転手には死角ある
トラックへの注意など学ぶ
 智頭小で交通安全教室

2020年（令和2年）4月10日（金）日本海新聞

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について

(令和2年3月)

令和2年4月7日
 (公社) 全日本トラック協会
 日本貨物運送協同組合連合会

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和2年3月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和2年3月の運賃指数の概要	
1.	令和2年3月の運賃指数は、前月比4ポイント増、前年同月比6ポイント減の126であった。
2.	3月末現在の求車登録件数は112,806と前年同月比76,119減(40.3%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

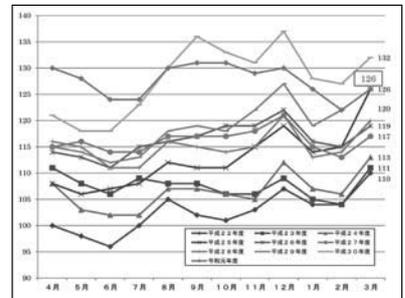
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
加入者数(ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,441	5,259	5,694
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	273,182	277,064	288,195

※令和元年度は3月末現在

2. 荷物情報(求車) 件数

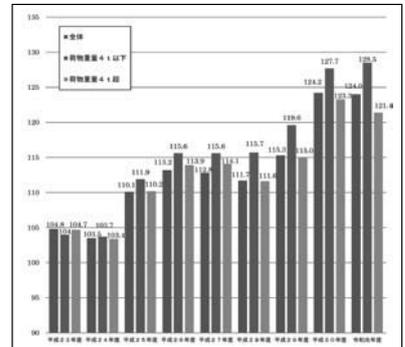
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,044

荷物情報(求車)	令和2年2月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	112,806	-76,119	-40.3%	24,433	27.6%
成約件数	26,000	369	1.4%	2,774	11.9%
成約率	23.0%	9.5ポイント	-	-3.2ポイント	-



3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5
荷物重量4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4

※令和元年度は3月末現在

○成約運賃指数公表の背景
 公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。
 ※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは
 荷物情報(求車)、車両情報(求荷)それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは
 協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。
 なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先経営改善事業部 金子・大橋・長嶋
 TEL 03-3354-1056

適正化事業・巡回指導報告書

令和2年3月実施分

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 川上部長

事業所	通常	新規	特別	合計		
巡回件数	17件	4件	3件	24件		
パトロール延出動台(日)数				0台		
調査事項					指導件数	ワースト5
I. 事業計画等						
○	(1) 主たる事務所・営業所			0		
	(2) 事業用自動車			0		
○	(3) 自動車車庫			0		
	(4) 休憩・睡眠施設位置能力			0		
	(5) 休憩・睡眠施設管理保守			0		
	(6) 届出事項			0		
○	(7) 白トラ			0		
○	(8) 名義貸し等			0		
II. 帳票類の整備、報告等						
	(1) 事故記録			0		
	(2) 事故報告書			0		
	(3) 運転者台帳			0		
	(4) 車両台帳			0		
	(5) 事業報告書等			0		
III. 運行管理等						
	(1) 運行管理規程			0		
	(2) 運行管理者選任			0		
	(3) 運行管理者講習			2	④	
	(4) 運転者の確保			0		
◎	(5) 過労防止			0		
◎	(6) 過積載 ☆			0		
◎	(7) 点呼の実施			2	④	
○	(8) 乗務記録			0		
○	(9) 運行記録計 ☆			0		
○	(10) 運行指示書			1	⑤	
◎	(11) 安全確保指導			6	①	
○	(12) 特別指導			4	②	
○	(13) 適性診断			4	②	
IV. 車両管理等						
	(1) 整備管理規程			0		
	(2) 整備管理者選任			0		
	(3) 整備管理者研修			3	③	
	(4) 日常点検			0		
◎	(5) 定期点検			3	③	
V. 労基法等						
○	(1) 就業規則			0		
	(2) 36協定			2	④	
	(3) 労働時間			0		
○	(4) 健康診断			3	③	
VI. 法定福利						
○	(1) 労災雇用保険			1	⑤	
○	(2) 健康厚生年金			3	③	
VII. 運輸安全マネジメント						
	(1) 運輸安全マネジメント			0		
指導件数合計					34	

(注) ○重点項目 ◎最重点項目 ☆霊柩運送は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	11	2	2	2	0	0	17
新規	3	1	0	0	0	0	4
特別	0	0	0	0	0	3	3
合計	14	3	2	2	0	3	24

軽油価格推移表 (2020年3月)

令和2年4月27日現在
(公社) 全日本トラック協会

全地区(沖縄除)

単純集計表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
	92.88	95.35	86.33	84.47	94.74	93.33

元売別集計表

元 売 名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
J X T G エネルギ-	95.24	94.53	82.96	84.67	93.57	94.03
出 光	98.24	95.38	91.29	85.53	97.55	94.07
昭 和 シ ェ ル		103.68	86.65	84.16	106.55	94.57
エクソンモービル						
キ グ ナ ス		94.00		80.00		104.50
コ ス モ		94.43	83.60	83.94		93.51
そ の 他	87.38	94.24	83.72	83.93	90.68	92.05

月間購入量別集計表

月間購入量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30キロリットル未満	92.34	96.66	87.44	85.18	94.80	93.90
30～50キロリットル未満		88.70	82.98	83.15	98.00	90.21
50～100キロリットル未満	101.58	89.72	82.13	83.39	91.00	88.63
100キロリットル以上		86.43	81.35	82.90		89.48

支払期限別集計表

支 払 期 限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30日未満	90.00	96.24	84.40	84.07		92.43
30～60日未満	92.46	95.37	84.61	84.12	95.18	93.69
60日以上	98.55	94.29	88.24	85.72	86.00	93.04

軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2019年11月	105.07	104.21	95.69	95.59	103.26	102.44
2019年12月	106.60	105.73	96.60	97.57	106.43	104.48
2020年1月	108.12	107.93	98.54	99.39	108.14	106.66
2020年2月	100.91	103.53	93.25	93.92	104.43	101.94
2020年3月	92.88	95.35	86.33	84.47	94.74	93.33

鳥ト協米子事務所一般適性診断日（5月・6月）のお知らせ

（一社）鳥取県トラック協会

鳥ト協米子事務所（西部トラック事業協同組合内）の5月・6月一般適性診断受診可能日は、下記のとおりです。

なお、初任診断及び適齢診断の義務診断は受診できませんのでご了承願います。

※5月の一般診断につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いまして中止とさせていただきます。

※6月の一般診断につきましても、変更になる場合がございます。

【受診方法】

1. 予約方法

システム台数の制限、及び職員の不在がありますので、完全予約制といたします。受診予定4日前までに、お電話で仮予約の上、FAXで「予約申込書」をお送りください。

（注）お申込みが重複した場合は、調整させていただきます。

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

※受付は、午前10:00と午後13:30の各一回、1回5人まで

※受診可能日 6/10・22・24～26・29・30

塗りつぶしは、職員不在のため、受診できません

印は、自動車事故対策機構が診断を行いますので、受診時間を「米子サテライト適性診断」のページで確認の上、直接お申込みください

2. 場所及び申込先

鳥ト協米子事務所（西部トラック事業協同組合内）

米子市流通町1381-4 電話：0859-27-3041

FAX：0859-27-1616

3. 経費助成

一般診断受診料2,300円（協会会員は全額助成）

（注）運転者台帳に登録された常時運転者数。但し、陸災防へ届け出た雇用労働者数が常時運転者数を下回る場合は、雇用労働者数とする。

4. その他

・受診時間約120分

・鳥ト協のホームページにも、受診カレンダーを掲載しています。

一般運転適性診断申込書

FAX : (0859) 27-1616

(一社) 鳥取県トラック協会
米子事務所 行

平成 年 月 日

事業者名		営業所名	
------	--	------	--

受診予約日時	平成 年 月 日 時	お電話で仮予約をした日時を、ご記入下さい
--------	------------------------	-----------------------------

切り取り線

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ				
氏名 (漢字)	姓		名				
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年		月		日

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ				
氏名 (漢字)	姓		名				
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年		月		日

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ				
氏名 (漢字)	姓		名				
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年		月		日

2020年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー

□ 適性診断開業日 ○ 祝日を表しています。 △ 一部制限あり

2020年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2020年5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2020年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2020年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2020年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2020年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2020年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2021年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2021年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

2021年3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

●適性診断について

インターネットまたはお電話での予約が必要です。

電話 0857-24-0802

会場 鳥取県トラック協会2階

住所 鳥取市丸山町219番1

時間帯

- ① 9:00の部
- ② 10:30の部
- ③ 13:30の部
- ④ 15:00の部



ナスバは安全・安心のパートナー

～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人 自動車事故対策機構

4月 業務日誌

1日 (水)	辞令交付式	鳥取市
3日 (金)	フォークリフト運転技能講習 (学科)	鳥取市
4日(土) ～6日(月)	フォークリフト運転技能講習 (実技)	鳥取市
8日 (水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
9日 (木)	交通安全教室 (智頭小学校)	鳥取市

5月 行事予定

14日 (木)	鳥ト協 会計監査	鳥取市
15日 (金)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
20日 (水)	鳥ト協 理事会	米子市

自動車保険は 「トラック交通共済」へ

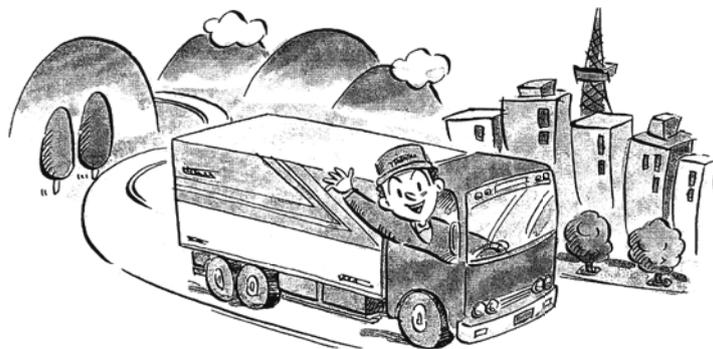
トラック交通共済は、緑ナンバートラック事業者の相互扶助組織として営利を目的とせず割安な掛金で運営しております。

取扱っている保険の種目

対人、対物、車両、搭乗者で、対人・対物は無制限、車両は2,000万円、搭乗者は1,000万円までです。

自賠責保険も直営で取扱っております

ご一報頂ければ、係員が参上し詳細ご説明申し上げます。



鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内
中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857)27-5226
鳥取県支所(支所長 藤川謙次) FAX(0857)27-5260
事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

トラック交通共済の夜間・休日事故受付

【平日・夜間】PM5:20~AM8:30【土曜・日曜・祝祭日】24時間対応



0120-94-1356 (JNS)

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



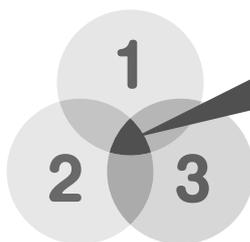
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

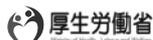


3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



首相官邸



厚生労働省

厚労省 コロナ

検索



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

一般
社団法人 **鳥取県トラック協会**

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所 / 〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL (0857)22-2694 FAX(0857)27-7051

URL <http://www.torakyo-tottori.or.jp> E-mail info@torakyo-tottori.or.jp

倉吉事務所 / 〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858)26-4770 FAX(0858)26-4772

米子事務所 / 〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859)27-3041 FAX(0859)27-1616